

Discussion Paper No. 7
Toyota Technological Institute

P. シンガールの援助義務論

浅野幸治

豊田工業大学

目次

序論	1
第1節 シンガールの援助義務論の概要	2
第2節 難民と貧困の現状	21
第3節 論争点の整理	26
第4節 論争点の検討——その1	28
第5節 論争点の検討——その2	33
第6節 論争点の検討——その3	38
第7節 論争点の検討——その4	44
第8節 論争点の検討——その5	53
結論	58
参考文献	59

序論

豊かな先進国で生きる裕福な人たちは、貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを援助して救う義務があるのだろうか。明らかに、そのような義務があるのではないだろうか。例えば日本の政府は、2010年に約9千6百億円の政府開発援助（Official Development Aid）を行っている（外務省：48）。このことは、さしあたり、援助する義務があることを示唆する——もしそのような義務がないのならば、どうして援助をしたりするのだろうか。

上では政府開発援助を例として挙げたが、政府が援助をすれば、国民は援助をしなくてよいのだろうか。そもそも、もし援助する義務があるとすれば、その義務を負うのは国家なのだろうか、それとも裕福な人たちなのだろうか。この問題に関しては一定の立場を明確にすることができるので、それをここで述べておく。国家の実体は国民である。言い換えると国家とは国民の集合体に他ならない。したがって、基本的に、もし国家がなんらかの義務を負うとすれば、それは国民が義務を負うからである。政府は国民の意思を代行するにすぎない¹。政府が援助をするとすれば、それは国民がそのような義務を感じ、その義務を果たすことを欲したからである。このような立場からすると、国家の義務は国民の義務に還元されるので、義務を履行するのが国家であるか国民であるかは大きな問題にならない。国民一人一人が国家を介さずに援助するのもよいし、国民が援助する義務をすべて政府に代行させるのもよいし、その間でも政府援助と個人援助のさまざまな組み合わせがありうるだろう。しかし、政府援助には2つの難点があるかもしれない。第1に、国民の中には裕福でない人たちもいる。仮に裕福な人たちに援助義務があるとしても、貧しい人たちにも同じ義務があるかどうかは分からないからである。第2に、国民の中には、援助する義務を認めない人たちもいるだろう。その場合、援助したくない人にも税金を通して政府開発援助を強制することが正しいかどうかは、援助する義務がどのような性質の義務なのかに依るだろう。いずれにせよ、基本的に、国家の義務は国民の義務に由来する。そこで、本論稿では、援助する義務という

¹ もちろん実際には、政府の政策と国民の意思とが常に一致するとは限らない。それは、例えば国民の構成や考え方がほとんど変わらない場合でも、政府の政策決定に関わる人たちが入れ替わると政策が変わることがあることから分かるだろう。けれども理想的には、政府は国民の意思を実現すべきものである。

問題を、それが先進国にあるかどうかという形ではなくて、先進国の裕福な人たちにあるかどうかという形で考えていく。

最初に述べたように、問題は、豊かな先進国で生きる裕福な人たちは、貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを援助して救う義務があるかどうかである。そのような義務があるという主張は、さまざまな論拠からなされるだろう。そのなかで、本論稿は、ピーター・シンガーの援助義務論を取りあげて検討する。すなわち、シンガーの議論が、私たちに援助する義務があることを示すことに成功しているのかどうか、ということが、本論稿の中心的な問題関心である。それでは、早速、シンガーの議論を見ることにしよう。

第1節 シンガーの援助義務論の概要

シンガーは、1972年の「飢餓、富裕、道徳」²という論文いらい一貫して、援助する義務を主張してきている。シンガーがそのような議論を展開しているのは、主に4つの文献においてである。第1に、1972年に『哲学と公共問題』誌で発表された「飢餓、富裕、道徳」という論文。第2に、1979年に出版され1993年に改訂された『実践の倫理』。第3に、2002年に出された『グローバル化の倫理学』。第4に、2004年に出版された論文「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」である³。

『グローバル化の倫理学』と「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」とは、ほぼ同じ時期に書かれたものであり、重なる部分も少なくないので、1つにまとめて考えることができる⁴。そうすると、シンガーが援助義務論を述べている場所は、70年代初めに書かれた「飢餓、富裕、道徳」、80年代前後に書かれた『実践の倫理』、21世紀に入って書かれた『グローバル化の倫理学』および「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」というように時期的に3つに分けて考えること

² この論文の表題は、「Famine, Affluence and Morality」と3つの言葉を並べただけの単純なものである。けれども、その3つの間の実質的關係を考えるなら、「飢餓と有り余る豊かさ——道徳は何を要求するか」とでも訳したほうがよいかもしれない。

³ Singer 2009 は、実践的な問題が中心で、理論的に新しい点はないようである。

⁴ 「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」の注でも、この論文と『グローバル化の倫理学』の第5章とが基本的に同じ内容の論文であるという趣旨のことが述べられている (Chatterjee : 29)。

ができる。というのは、それらの間には、いくらかの違いがあるからである。そのような違いにも注意しながら、シンガーがどのような議論を述べているのか、何を主張しているのかを見ていくことにしよう。

まず、援助する義務に哲学者の関心を向けさせた、1972年の「飢餓、富裕、道徳」である。シンガーは、この論文を、次のような印象的な書き出しで始めている。

私がこの論文を書いている今、1971年11月に、東ベンガルでは食料や住居や医療がないために多くの人々が命を落としている。(Kuhse : 145、Pogge and Horton : 1)

では、1971年に東ベンガルで何があったのか。ここで歴史を、ごく簡略に振り返っておこう。東ベンガル、当時の東パキスタン、現在のバングラデシュは、1971年3月26日に、パキスタンからの独立を宣言した(加賀谷・浜口 : 302)。それに対して、パキスタン軍による大弾圧が行われて、内戦となった⁵。その過程で、約100万人が命を落とし、約900万人が難民化した(最上 : 25)⁶。上の引用箇所ではシンガーが念頭に置いているのは、この900万の人々である(Kuhse : 145~146、Pogge and Horton : 1~2)。900万人というのは、大変大きな数である。それだけ多くの人々が生命の危機に瀕している。けれども、シンガーの関心は、この900万の人々にだけ向けられているわけではない。シンガーがこの900万の人々を取り上げるのは、この難民問題がその大きな規模のゆえに世界の注目を集めたから——新聞やテレビを通して先進国で広く報道されたからである。したがって、先進国の人々は、ベンガルの緊急事態をもはや知らないとは言えなくなっている。言うまでもなく、ベンガルの他にも、世界には、多くの人の生命が奪われるさまざまな緊急事態があり、また緊急事態でなくても貧困のゆえに生命を落とす多くの人たちがいる。これらの人々は新聞やテレビであまり報道されないかもしれないけれども、シンガーの関心は、実はこれらすべての人々に向けられている

⁵ この内戦は、結局、1971年12月3日にインドが軍事介入し12月16日にパキスタン軍が降伏することで、終了し、バングラデシュは独立を達成した(加賀谷・浜口 : 307~308)。

⁶ バングラデシュの貧困問題に関しては、田中 : 13~35および大橋・村山 : 206~260が参考になる。より広くバングラデシュの経済問題に関しては、白田他 : 182~274および大橋・村山 : 110~203が参考になる。

(Kuhse : 146、Pogge and Horton : 2)。

では、緊急事態や貧困のゆえに生命の危機に瀕している人たちを前にして、シンガーは何を論じようというのか。シンガーの議論は、2つの前提から成り立っている。

第1の前提 食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることは、悪いことである。(Kuhse : 146、Pogge and Horton : 3)

第2の前提₁ もし私たちが、なにか悪いことが起こるのを——しかもそれと同じくらい道徳的に重要なこと (anything of comparable moral importance) ⁷を犠牲にしなくても——防ぐことができるならば、そうすべきである。(Kuhse : 147、Pogge and Horton : 3)

この2つの前提を組み合わせれば、次のような結論になる。

結論₁ もし私たちが、人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりするのを防ぐことができるならば、しかもそれと同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるならば、そうすべきである。

けれども、議論としては、第2の前提₁の条件部分を第2の前提₂として独立させたほうが、分かりやすくなるだろう⁸。そうすると、第2の前提₂と結論₂とは、若干の文脈を補って書き直せば、次のようになる。

第2の前提₂ 豊かな先進国に住む裕福な人たちは、なにか悪いことが起こるのを——しかもそれと同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても——防ぐことができる。

結論₂ 豊かな先進国に住む裕福な人たちは、貧しい途上国で人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりするのを防ぐべきである。

このように書き直された第2の前提₂においても、依然として、「なにか悪いこと」という表現は少し分かりにくいかもしれない。この表現が存在量を表していることを考慮して、第2の前提₂をさらに書き直せば、次のようになる。

第2の前提₃ 悪いことの中には、豊かな先進国に住む裕福な人たちにとって、同じく

⁷ 「道徳的に重要な」とは、「道徳的観点から重要な」とも言い換えられ、「道徳的な価値がある」という意味である。それは、道徳外の価値や道徳外の観点からの重要性と対比される。

⁸ 言い換えると、第2の前提₁にある「if」という従属接続詞は、議論の前提を述べているにすぎないということである。

らい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるものがある。

第2の前提をこのように正確に定式化してくると、第1の前提と第2の前提の他に暗黙のうちに第3の前提があることが分かる。というのは、第1の前提は「SならばP」という形の全称命題であり、第2の前提は「PかつQ」という形の特称（存在）命題であり、それだけからはSとQの関係についてなにも出てこないからである。言い換えると、人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることについて実質的になんの結論も出てこないからである。それは、貧しい途上国で人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることが、豊かな先進国に住む裕福な人たちにとって、同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるものなのかどうか述べていないからである。そこで、暗黙のうちにある第3の前提は、次のようなものである。

第3の前提₁ 貧しい途上国で人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることのなかには、豊かな先進国に住む裕福な人たちにとって、同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるものがある。

このように見てくると、第3の前提₁と結論₂とは、かなり似ていることが気づかれる。主な違いは、第3の前提₁が「～できる」という主張であるのに対して結論₂は「～すべきである」という主張になっている点である。そして、この「できる」から「べきである」への媒介をするのが、第1の前提なのである。

ここには、さらに背後に、次のような大前提がある。

大前提 悪は、あるべきでない、少ないほうがよい、減らすべきである。

この大前提は、功利主義者でなくても、ほとんどすべての人が同意できるような内容であろう。それはあまりにも自明なので、言うまでもないこととして、述べられていないのである。たしかに、例外はある。例えば、不正を犯した人が処罰されたり賠償責任を負ったりする場合や、艱難辛苦が人を成長させるような場合である。しかし、他の点が同じならば、悪は減らすべきだというのは、極めてまっとうな考えである。

以上を踏まえて議論を再構成すれば、次のようになる。

- 1、悪は、あるべきでない、少ないほうがよい、減らすべきである。（大前提）
- 2、人が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることは、悪いことであ

る。(第1の前提)

- 3、貧しい途上国で人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることのなかには、豊かな先進国に住む裕福な人たちにとって、同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるものがある。(第3の前提¹)
- 4、したがって、豊かな先進国に住む裕福な人たちは、そのような悪を防ぐべきである。

では「そのような悪を防ぐべきである」とは、具体的にはどうすることか。もし医者のように特殊な技能をもっていれば、例えば国境なき医師団に参加して、生命の危機に瀕している人たちのいる現場に赴き、そこで活動することもできるだろう。しかし、そのような特殊な技能をもっていなかったり途上国に行って活動する時間がなかったりする多くの人に対してシンガーが勧める具体的な援助方法は、オックスファム (Oxfam) や国際連合児童基金 (UNICEF) のような援助団体に寄付をすることである。それは、オックスファムや国際連合児童基金のような援助団体の専門性と実行力が信頼できるからである⁹。

この議論は、私たちに強い道徳的義務を負わせる。第3の前提1は、私たちが防ぐことができる悪とそのため私たちが被る損失とを比較して、どちらが道徳的に重大かを問うからである。ところが、私たちが防ぐことができる悪は人の死である。それに較べたら、私たちが被るいかなる金銭的損失も道徳的にさして重要ではないだろう。したがって、この「強い」議論は、私たちがどこまで援助したらよいのかという点に関して、援助する側の生活水準が援助される側の生活水準と同じになってしまう直前まで、という非常に厳しい要求をすることになる (Kuhse : 149, 154, Pogge and Horton :

⁹ 援助の有効性に関してそもそも疑問がもたれるかもしれない。すなわち、国内で福祉という社会主義的政策が破綻するように、海外援助も機能せず破綻する運命にあるのではないか、という疑問である。しかしまず第1に、国内で福祉政策が破綻すると断定するのは性急である。その上で、海外援助に見込みがあることを述べたい。困難な状況には一時的なものと慢性的なものがある。それに応じて、海外援助は、緊急援助と開発援助とに分けられる。緊急援助とは、自然災害や紛争などによって生命の危機に陥っている人たちを今ある緊急事態から救い出すことである。この場合、今ある緊急事態を克服できれば、人びとは元の生活に復旧できると期待できる。それに対して、慢性的な貧困状況は、食料や医療を提供するだけの緊急援助的手法では、たしかに問題が解決しない。この場合には、教育や法整備のように、人びとが貧困から脱出できるようにする支援がより重要である。具体的な実践は試行錯誤によるしかないが、貧困から脱出した成功例もあるのだから、成功の見込みは十分にある。

5～6, 12) ¹⁰。

上の議論がシンガーの本意であるようだけれども、これとは別にシンガーは「より穏健な」議論も提示している (Kuhse : 147, 154, Pogge and Horton : 3, 12) 。こちらは、第3の前提₁にある制約条件の部分を次のように書き直したものである。

第3の前提₂ 貧しい途上国で人々が食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることのなかには、豊かな先進国に住む裕福な人たちにとって、道徳的に重要なこと (anything morally significant) を犠牲にしなくても防ぐことができるものがある。

この第3の前提₂では、私たちは、自分が被る損失を私たちが防ぐことができる悪と比較することを要求されない。自分が被る損失がたとえ小さいものであっても、道徳的に意味のある損失があれば、私たちは援助しなくてすむ。したがって、例えば友情を犠牲にしなくてもすむのである。この「より穏健な」議論でも、私たちに生き方の変更を迫るという意味で十分に厳しいものである。というのは、たしかに道徳的に重要なことは犠牲にしなくてすむけれども、道徳的観点から見てくだらないことは犠牲にすることが要求されるからである。例えば、「立派な装い」をするために新しい服を買うくらいなら、そのお金を飢餓の救済活動に回せ、というわけである (Kuhse : 150, Pogge and Horton : 7) 。

上の2つの議論の他に、シンガーの論文には、もう1つの議論があるように思われる。それは、「類比からの議論」とでも呼べるもので、次のような分かりやすい事例を示して、その事例と海外援助との間になんら重要な違いがないことを主張する。

事例 もし私が浅い池の側を通りかかったときに、そこで子供が溺れかかっているのを目にしたならば、私は池に入って行って子供を救うべきである ¹¹。(Kuhse :

¹⁰ 功利主義者にとっては、援助される者の効用の増大が援助する者の効用の損失を上回る限り援助すべきだということになる。また、援助する者の効用の損失が援助される者の効用の増大を上回る場合には、援助すべきではなく、援助する者の効用の損失と援助される者の効用の増大が等しい場合には、援助する必要がないということになるのだろう。ただしシンガーの援助義務論は、援助する側と援助される側の生活水準の平等化を要求するわけではない。援助義務論が要求するのは、生命の危機に瀕している人が救われることである。したがって、生命の危機に瀕している人が救われたならば、その時点で援助義務論の要求も終わる。つまり、援助義務論が要求するところのごく限定的である。

¹¹ この事例は、シンガーが貧困の原因を問わないことをよく示している。しかし、それはシ

147、Pogge and Horton : 3)

もちろん、これは、上で述べた議論（論理）の適用例である¹²。この事例に則して、上の議論を述べれば、次のようになるだろう。

- 1、悪は、あるべきでない、少ないほうがよい、減らすべきである。（大前提）
- 2、子供が池で溺れて死ぬことは、悪いことである。（第1の前提）
- 3、いま目の前で溺れかかっている子供を、私は、同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても救うことができる。（第3の前提₁）
- 4、したがって、私は、その子供を救うべきである。

たしかに、私が池に入っていけば、私の服は泥まみれになるだろう。しかし、それは子供の命ほど道徳的に重要なことではない。このような議論を述べなくても、今の事例において私が子供を救うべきことは明白であり、もし私が子供を救わなかったならば、強い非難に値するように思われる¹³。

さて、この事例に問題がないとして、シンガーの主張は、この事例と海外援助の場合とでなんら道徳的違いがないということである。論点は、2つである。第1に、相手が自分の近くにいるか遠くにいるかは、関係がない。第2に、相手を救うことができる人が私1人であるのか他にも大勢いるのかも、関係がない。もしこの2点が認められるならば、シンガーの結論も出てくる。すなわち、私は浅い池で溺れかかっている子供を救うべきであるのと同じように、貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危

ンガーが貧困の原因を主題的に論じないというだけであって、シンガーが貧困の原因を問うことに反対するわけではない。おそらく、もし他の人が貧困の原因を究明してくれるならば、シンガーはそれを歓迎するだろう。では、なぜシンガーは貧困の原因を問わないのか。2つのことが考えられる。第1に、貧困の原因は、2つの目的のために問われるだろう——貧困の責任を明らかにするためと、貧困の原因についての知見を教訓としてこれからの開発政策に生かすためである。いずれの場合にも、貧困の原因を探求することは重要な作業である。そうした作業に従事できる人は、そうした作業に従事すればよいだろう。しかし、そうすることができない一般の人にとってそうした作業を支援する方法は、やはり金銭的寄付であろう。第2に、貧困の原因を究明するには時間がかかる。しかし、貧困の原因が明らかになるまでの時間にも、人々は命をなくしていく。生命の危機に瀕した人たちの救済は、貧困の原因の究明を待ってられないのである。だから、まず緊急支援をする必要がある。

¹² 正確に言えば、第2の前提₁を別の文脈に適用したものである。

¹³ 「浅い池」の事例は、孟子の「惻隱の情」の話しを想起させる（『孟子』公孫丑章句上第6章）。私たちは、たとえ理性によって道徳的義務を認識できなくても、思わず子供を助けなくなるのだろう。この場合、道徳的義務がそれだけ明白だということである。

機に瀕している人たちを救うべきだということになる。しかし、この2点こそ、異論の余地のない点ではなくて、むしろ異論の多い点なのである。その意味で、シンガーはここで、自分が克服すべき論点を明らかにしていると言える。シンガーがこの2点の正当性を示すことに成功しているかどうか——それが重要なことであるが、それについては、後で詳しく論じることにする。

以上のような3つの議論があるわけであるが、それらによって結局シンガーはどのようなことを結論として主張するのか。シンガーの主張は、おおむね3つの議論に対応して、次のような3部構成になると思われる。

主張₁ 貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを救うために、豊かな先進国に住む裕福な人たちは、自分にできるありとあらゆることをすべきである。(Kuhse : 152~153、Pogge and Horton : 9~10)

主張₂ 少なくとも道徳的に重要なことを犠牲にしない範囲内で相当のことをすべきである。(Kuhse : 154~155、Pogge and Horton : 13)

主張₃ もしそうしないならば、道徳的に強い非難に値する。(Kuhse : 150、Pogge and Horton : 7)

それでは次に、『実践の倫理』におけるシンガーの議論と主張を見てみよう。ここでは、シンガーはまず初めに、世界銀行総裁であったロバート・マクナマラが提案した「絶対的貧困」という概念を導入する。言うまでもなく、絶対的貧困は相対的貧困とは異なる。相対的貧困が「周囲の人が享受している富に比べれば、一部の市民は貧しいという意味である」のに対して、絶対的貧困とは、マクナマラによれば、「人間の品位のいかなる理にかなった定義にも満たないほどに、栄養不良、文盲、疾病、不潔な環境、高い幼児死亡率、短い平均寿命によって特徴づけられた生活条件」である(シンガー 1999 : 263)。またワールドウオッチ研究所によれば、絶対的貧困とは「生物学的に最低限必要な食糧、衣服、住居をまかなうに足る現金、もしくは現物の収入を欠いた状態」であり、そのような状態で暮らす人が1990年頃の時点で12億人いた(シンガー 1999 : 264)。絶対的貧困という概念に対応して、シンガーは、「絶対的豊かさ」という概念を立てる。これは、「人間の必要のどんな理にかなった定義から言っても豊かだ」ということであり、「基本的な生活必需品を手に入れるのに必要とする以上の所得

がある」ということである（シンガー1999：265～266）。これについてシンガーはより具体的に、いささか執拗に説明しているので、少し長くなるが、シンガーの説明を次に引用しておこう。

絶対的に豊かな人々は、食べ物、住居、衣類、必要不可欠な健康保険、教育の費用を（直接的にあるいは彼らが納入した税金を介して）支払ったうえで、なお贅沢品に金を使うことができる。絶対的に豊かな人々は味覚の喜びのために食べ物を選ぶのであって、飢えを癒すためではない。しゃれて見えるように新しい洋服を買うのであって、保温のためではない。よりよい環境を求めて、あるいは子供の遊ぶ部屋をもとうとして住居を移すのであって、雨をしのぐためではない。こうしたこと全部をした後でも、なおステレオ・セット、ビデオカメラ、海外旅行に使う金がある。（シンガー1999：266）

こうした下準備をした後で、シンガーは、援助義務のための議論を展開する。それは、若干の文脈を補って述べれば、次のようである。

第1前提 悪いことを防ぐことが、それに匹敵するほど道徳的に重要なものを犠牲にせずにできる場合には、そうすべきである。

第2前提 絶対的貧困は悪いことである。

第3前提 絶対的貧困には、絶対的に豊かな人たちにとって、それに匹敵するほど道徳的に重要なものを犠牲にせずに防ぐことのできるものがある。

結論 絶対的に豊かな人たちは、そうした絶対的貧困を防ぐべきである。（シンガー1999：277～278）

これは、「飢餓、富裕、道徳」論文における強い議論と同じものである——より穏健な議論のほうは今回は述べられていない。まず、ここでの第1前提は、先に強い議論のために私が補った大前提に対応する。大前提が述べていたことをより詳しく述べているのである。というのは、悪を減らすにしても、もしそのための手段・犠牲がより大きな悪をもたらすのであれば、意味はないだろうからである。もしそのための手段・犠牲が道徳的観点から見て「それに匹敵するほど」重大な悪をもたらすだけであっても、やはり意味はないだろう。いずれの場合も、全体として結果的に悪は減っていないからである。だから、第1前提は、大前提に既に含まれていたこと（条件）をはっきりと述べて

いるにすぎない。ここでの第2前提が、先の強い議論での第1の前提に対応すること、ここでの第3前提が先の第3の前提¹⁴に対応すること、結論が結論に対応することは明らかだろう。このように、シンガーの議論は単純である。

『実践の倫理』においては、シンガーは主に、自らの援助義務論に対する反論を論駁している。シンガーが取りあげる反論は6つである。第1の反論は、遠くの人を助けるよりも前に、まず近くの人、特に自国内の貧困者を助けるべきだというものである（シンガー1999：279～280）。第2の反論は、自分の財産には正当な所有権があるのだから、自分の財産の一部を他人に差し出す義務はないというものである（シンガー1999：281～282）。第3の反論は、「絶対的貧困の最大の原因はおそらく人口過剰にあるのだから、現在貧困にある人々を助けることは、さらに多くの人々が生まれて、将来貧困に生きることを確実にするだけだ」というものである（シンガー1999：283）。第4の反論は、海外援助は政府の責任であり、篤志家の寄付に頼るべきものではないというものである（シンガー1999：290）。第5の反論は、シンガーの主張は、要求水準が高すぎる・厳しすぎるというものである（シンガー1999：291）。

既に述べた強い議論とは別に、『実践の倫理』にはもう1つの「類比からの議論」がある。絶対的貧困と絶対的豊かさの現実から、シンガーは次のような結論を導く。即ち、絶対的に豊かな人たちは、もし今以上に援助をしないのなら、「貧しい国の人間を絶対的貧困に苦しませ、その結果、栄養不良、疾病、死に至らしめている」というのである（シンガー1999：267）。それがいかに悪いことを示すために、シンガーは次のような事例をもちだす。

事例 エチオピアに渡って農民を何人か射殺する¹⁴。（シンガー1999：268）

たしかに、この事例は明らかに悪い。それと同じように、絶対的貧困にある人たちを死ぬにまかせることも倫理的に悪いことだというのである。この主張によれば、先進国に

¹⁴ この事例も、孟子の言葉を想起させる。

路ばたに餓死者がころがっていても、米倉を開いて救おうともなさない。人民が餓死しても、只いたずらに手を束ねて「わしの〔政治の悪い〕せいではない。凶作のせいだねえ」とすましていらっしゃるが、これは人を刺し殺しておきながら、「わしが殺したのじゃない。この刃物のせいだよ」と白白しくいうのと、なんの違いがありません。（『孟子』梁恵王章句上第3章）

ただし、孟子の場合には国内の飢餓が問題になっているのに対して、シンガーの場合には遠い外国での絶対的貧困が問題にされている。

住む裕福な人たちは、ほとんど皆、殺人者だということになる。

これは過激な主張である。そのような主張に対しては、当然、反論があるだろう。この第6の反論は、基本的に、援助しないことと射殺することとの間に違いを見いだそうとする。違いがあれば、射殺することは悪いけれども援助しないことは悪いことではないと言いうるわけである。では、どのような違いがあるのだろうか。5つの違いが指摘される（シンガー1999：268～270）。それに対して、シンガーは、それらの違いが援助しないことを正当化するものではないと論じる。ここでは5つの違いを簡単に紹介しておこう。第1に、援助しないことと射殺することとは、動機が異なる。第2に、射殺しないことは別に難しいことではないが、援助する義務を完全に履行することは非常に難しい。第3に、銃で撃つことが相手を確実に殺すのに対して、海外援助機関に寄付することが現実に誰かを救うことになるかどうかはより不確実である。第4に、射殺の場合には被害者を特定できるのに対して、援助しない場合には、そのことによって誰が救われなかったのか、特定できない。第5に、人が飢えて死ぬとしても、それは私がなにかをした結果ではない、したがって私に責任はない。他方、射殺の場合、被害者が命を落とすのは私が銃で撃った結果であり、私に責任がある。

さて、以上のように『実践の倫理』におけるシンガーの議論は非常に強いものであるけれども、結論としてシンガーが要求することは、次のようになりに穏便な内容である。

主張 絶対的に豊かな人たちは、絶対的貧困を減少させるために、所得の10パーセントを提供すべきである。（シンガー1999：295～296）

この主張は、「飢餓、富裕、道徳」論文における主張に比べて、より具体的になっている。けれども、この主張は、強い議論の結論との間に、隔たりがある——強い議論の結論は、単に所得の10パーセントではなくて、もっともっと多くの援助を求めるだろう。シンガーが最終的に主張することをこのように緩めたのは、第5の反論を考慮してのことである。第5の反論とは、要求水準が高すぎるというものであった。この反論に対して、シンガーは理論的に究極的な目標とそこへ行くために最も有効な今日の目標とを区別して答えている。つまり、絶対的貧困をなくすことが究極的な目標だけれども、今現在最大の援助を引き出すための提案が所得の10パーセントの提供ということである。こ

れが、シンガーの見るところ、非現実的に高すぎるのでもなく、道徳的意欲を削ぐほどに低すぎるのでもない要求水準である。

では最後に、『グローバリゼーションの倫理学』と「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」におけるシンガーの議論と主張を見ておこう。『グローバリゼーションの倫理学』の中でシンガーが援助義務について論じているのは、正確に言うと、第5章「1つの共同体」においてである。この第5章および「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」では、シンガーは援助義務のための形式的な議論を新たに述べることはしない——むしろ「飢餓、富裕、道徳」や『実践の倫理』における議論を前提として、自らの議論に対する最大の反論を検討することに紙数の大半を費やしている。最大の反論とは、『実践の倫理』でも取りあげられた第1の反論、すなわち外国人を助ける義務は自分に近い人を助ける義務ほど重要ではなくて、私たちは家族や友人、隣人や同国人に対して特別な義務を負っているという主張である（シンガー2005：200、Chatterjee：11）。自分に近い人に対する配慮がそうでない人に対する配慮よりも優先するという、この主張を検討するに当たって、シンガーは2つの戦略をとる。第1に、この主張を一般的な形で問題にするのではなくて、自分に近い人とは誰のことかに応じて検討する。自分に近い人として考えられるのは、具体的には、家族と友人、同人種、恩人、隣人、親族、同国人である（シンガー2005：203）。第2に、シンガーは、ヘアに倣って、道徳に直観的次元と批判的次元を区別して考える（シンガー2005：202～203、Chatterjee：15）。すなわち、日常生活において、私たちは一定の直観（規則）に従って行為している。これが直観的次元の道徳である。しかし時には、自分の道徳的直観が正しいかどうか反省してみることができる。これが道徳の批判的次元である。そうすると確かに、私たちは、家族や友人、恩人、隣人、親族、同国人をそうでない人よりも優先することがあるし、同人種を優先することもあった。問題は、そういった行動・規則が正しいかどうかである。

まず、家族——つまり親や夫・妻や子供——や友人を優先的に配慮することは正しいだろうか。シンガーによれば、親が子供を愛することは正しい。そのような道徳規範は、一般的に、人々の幸福を増進するからである。少し一般的に、愛情（家族愛）や友情に基づいて自分の愛する人や自分の友人を優先的に配慮して行動することも正しい。

愛情や友情は、人生における大きな価値だからである（シンガー2005：203～206、Chatterjee：15～16）。では、家族や友人を優先するのが正しいとは言っても、それはどの程度までか。それは、いま述べたような幸福に資するかぎりであり、それ以上ではない。ここでシンガーは子育てに関して少し具体的に助言を述べている——興味深いので次に引用しておこう。

親は自分の子どもに対する偏愛から、子どもに人生で必要なものを与え、子どもの比較的重要な欲求を満たさなければならないし、また子どもが愛され守られていると感じるようにしなければならない。しかし、子どもが示す欲求すべてを満たす必要はないし、また満たすべきでない理由はたくさんある。アメリカのような社会で子どもを育てる際は、子どもが自分よりもずっと困っている人たちがいることを知り、不必要な出費を減らせば援助できることに気づくように育てるべきである。（シンガー2005：208、Chatterjee：18）

他の愛情や友情についても同様である。

反対に、同人種を優先することは、正しくない。「人種差別的見解は、20世紀における最悪の犯罪の多くをひき起こした」からである（シンガー2005：206、Chatterjee：17）。

次に、恩人に対する特別な義務についてはどうか。恩人に対して親切にするという特別な義務は、「協力および協力がもたらすすべての利益を可能にする互惠行為の促進に役立つから」正しい（シンガー2005：209、Chatterjee：19）。

次に、隣人に対する特別な義務も親族に対する特別な義務も、疑わしい。確かに、かつては隣人と互惠関係で結ばれていたかもしれない。その場合には、特別な義務があっただろう。しかし今では、隣人とかつてのような互惠関係で結ばれていないからである。親族には兄弟姉妹から遠い親戚までが含まれるので、親族に対する特別な義務も多様でありうる。けれども一般的に言えば、親族の間で相互援助の慣習がある場合には特別な義務もあり、そのような慣習がない場合には特別な義務もない。多くの先進国ではそのような慣習がないので、親族に対する特別な義務もないということになる（シンガー2005：210～211、Chatterjee：19～20）。

最後に、最も大きな問題になるのが、同国人に対する特別な義務である。言うまでもなく、私たちは国民国家の中で暮らしている。国民国家は、人々の生活にとって非常に大きな役割を果たしてきたし、非常に大きな意味をもってきた。そのため、私たちが倫理について考える際にも、国民国家が1つの基本単位になってきたと言っても過言ではないだろう。そのような国民国家主義の考えによれば、道徳的に問題になるのは自分および同国人の利益であって、外国人は問題にならない。「外国人は問題にならない」とあからさまに言わないまでも、外国人の利益が視野に入らないのである。実際に、1999年に北大西洋条約機構軍がコソボ紛争に介入したとき、介入は空爆に限定された。それは、アメリカ合衆国が、「アメリカ人の生命を1人でも危険にさらす」ことを嫌ったからである（シンガー2005：3）。けれども空爆の結果、「およそ300人のコソボ人、209人のセルビア人、3人の中国人の民間人が死亡」した（シンガー2005：4）。それだけの犠牲を払ってでも、アメリカ合衆国はアメリカ人の生命を絶対的に優先した。このように自国民を中心に考える思考法が近代において優勢であったことは、事実かもしれない。しかし、問題は、そのように自国民を優先することが倫理的に正しいか否かである。

この問題に対するシンガーの答えは基本的に「否、正しくない」というものであるが、シンガーは自国民を優先することにも一定の正当性は認めるようである。それは、国民国家が助け合いの共同体になっているからである（シンガー2005：213～214）。例えば、それぞれの国家にはそれぞれの社会保障制度があるだろう。それは、国民の間の助け合いの制度である。そのような義務と権利があることを、シンガーとても無意味だとか不正だとかは考えないようである。したがって、シンガーの考えでも、自国民を優先することはある程度は正しいのである。しかし、それはある程度までであって、自国民を絶対的に優先することが正しいのではない、というのがシンガーの真意であるように思われる。

この問題を考えるにあたって、シンガーは、同国人に対する特別な義務を擁護している（ないしは外国人に対する援助義務を否定している）3人の論者を具体的に取りあげて、彼らの所論を批判している。3人とは、ロバート・グッディン、クリストファー・ウェルマン、ジョン・ロールズである。まず、グッディンは、「割当責任論」と呼ぶこ

とのできる議論を述べている。それによれば、私たちには、他人を助ける一般的な義務がある。しかしながら、その義務の遂行に当たっては、責任を一様に万人が負うよりも、特定の国家（国民集団）に割り当てておいたほうがよい。その故に、私たちは同国人を助ける義務を負う一方で、外国人を助ける義務はないのである（Goodin 1995: 280～284）。シンガーも、この考えにもっともな点のあることを認める（シンガー 2005: 217、Chatterjee: 21）。すなわち、世界中で誰が危機に陥ったとしても、その人が特定の国家に属している限り、その人の同国人はその人を助ける特別な義務があり、その人は同国人からの援助を受ける権利がある。こうして、すべての人が救われる（はずである）。シンガーの反論は、この理論は現実の世界には当てはまらない、したがって同国人に対する特別な義務を擁護できないというものである（シンガー 2005: 217～218、Chatterjee: 21）。というのは、現実の世界には、同国人によって救われていない多くの人たちがいるからである。だから私たちは、外国人を助ける義務はないなどと言ってはいられない¹⁵。

次に、ウェルマンは、同国人に対する特別な義務を擁護する議論を3つ述べている。第1に、政治的権利の平等が実質的に担保されるためには、同国人の間に著しい貧富の差があってはならない、したがって貧困に喘ぐ同国人を助ける義務が生まれる。他方で、国家間の貧富の差は政治的権利の平等に影響しないので、貧困に喘ぐ外国人を助ける義務は生まれない（Wellman 2000: 545～546）。第2に、「持てる者」と「持たざる者」の間の不平等が問題になるのは、両者が同じ国家の中で生きている場合である。その場合、両者の間の関係が抑圧的なものになるからである。他方、両者が別々の国家に属していて両者の間に関係がない場合には、不平等も問題にならない（Wellman 2000: 546～547）。第3に、貧富とは、そもそも相対的なものである。人は、自分が貧しいかどうかを、まわりの人の状況と比較することで計る。したがって、比較対象となる同国人の間の不平等は問題になるけれども、比較対象とならない外国人との不平等

¹⁵ シンガーのこの反論は、グッディンに対する批判としてはいささか性急なように思われる。というのも、グッディンも、危機に瀕した人が自分の国家や同国人によって救われなかった場合、その人を助ける一般的な義務が生きてきて、その義務を外国人が負うと主張するからである（Goodin 1995: 285～287）。シンガーの反論は、グッディンに向けられたものというよりも、割当責任論を用いて外国人を援助する義務を否定することに向けられたものと解せるだろう。

は問題とならない (Wellman 2000 : 547~549) 。したがって、貧困に喘ぐ同国人を助ける義務はあるけれども、貧困に喘ぐ外国人を助ける理由はないというわけである。

シンガーの反論は、まず、現代の世界は既に1つの共同社会になっているということ、外国人同士は別々の世界に住んでいてお互いに関係がないというのは事実ではないということである。したがって、外国人同士の間でも関係は抑圧的でありうるし、自分の状況を外国人の状況と比較することもある。仮に国内的な不平等のほうが国際的な不平等よりも大きな問題だとしても、ウェルマンは例えばアメリカ国内の不平等の問題のほうがバングラデッシュ国内の不平等の問題よりも優先するということを示していない。もし先進国の裕福な人たちが途上国の貧しい人たちを援助すれば、国際的な不平等と途上国の国内的な不平等の両方を同時に緩和することができるので、それが1番良い。最後に、不平等がしばしば相対的であるにしても、絶対的な貧困というものもある。この場合、絶対的な貧困を減らすことは、相対的な貧困を減らすよりも優先する重要な課題である (シンガー2005 : 219~221) 。

次に、ロールズの見解を見てみよう。ロールズは、『正義論』の中で、人々が自らの特性について無知の状態におかれた原初状態において合理的に選ぶであろう原理として正義の2原理を導き出したことで、つとに有名である。国際関係の枠組みを定める万民の法も、各国民衆の代表者たちが無知の状態におかれた第2の原初状態において受けいれるであろう原理として構想されるが、このように構想された万民の法には、富を国際的に再分配する原理は含まれない。その理由についてロールズは次のように述べている。

政府によって組織されたいかなる国の民衆も、「他国の民衆の利益と自分たちに押しつけられた災難とを天秤にかければ、前者の方が重要である」などといったことを、第一原理として認めるわけがないからである¹⁶。(ロールズ2006 : 54)

たしかにロールズは、万民の法の第8原理において、「秩序だった諸国の民衆には、重荷に苦しむ社会を援助する義務がある」と言う (ロールズ2006 : 155) 。ロールズの用

¹⁶ 引用に際して、原文 (訳文) にある強調 (傍点) は省略した。以下同様なので、この種の注はいちいち繰り返さない。

語法によれば、秩序だった国とは、リベラルな国およびリベラルではないが良識ある国のことである¹⁷。重荷に苦しむ社会とは「秩序だった社会をつくるために必要となる政治的・文化的伝統、人的資源とノウハウ、そして多くの場合、物質的・技術的資源を欠いている」ような社会である（ロールズ2006：155）。しかしながら、この援助は、重荷に苦しむ社会が秩序だった社会になれるように支援するものであり、この目的のためには重荷に苦しむ社会が政治文化を変えることが重要であり、その「社会に資金を投じることは通常、望ましいことではない」（ロールズ2006：157～162）。経済的な援助ではなくてどのような種類の援助が望ましいかと言えば、ロールズは「ある種の助言」であると主張する¹⁸。

ロールズのこのような思想の背景には、飢餓の原因は食糧不足ではなくて政治の問題であるという、センの研究に示唆された認識がある（ロールズ2006：158～159）。したがって、ロールズの理想の世界においては、すべての国が秩序だった国であり、秩序だった国では飢餓は起こらないのである。

ロールズに対するシンガーの批判は2点である。第1に、人々は、第2の原初状態において、自分がどのような国に属するのかわからない。したがって、自分が最貧国に住むことになる場合のことを考えて、富の国際的な再分配の原理を選ぶ可能性がある、ということである（シンガー2005：225）。第2に、たとえ秩序だった国では飢餓が起こらないとしても、現実には秩序だっていない国がある。ロールズは、「今この瞬間に飢餓や栄養失調や容易に予防できる病気によって死に直面している個々人の窮状を無視している」のである（シンガー2005：226）。

以上が、最大の反論、すなわち外国人を助ける義務は自分に近い人を助ける義務ほど重要ではなくて、私たちは家族や友人、隣人や同国人に対して特別な義務を負っているという主張に対するシンガーの応答である。既に述べたように、『グローバリゼーションの倫理学』および「外国人——国境外の人たちに対する私たちの責務」では、シン

¹⁷ ここでロールズの理論の詳細に立ちいる余裕はないが、簡単に言えば、リベラルな国とは立憲民主制の自由主義国であり、リベラルではないが良識ある国とは自由主義的ではないが社会の「基本的な諸制度が政治的な正しさや正義にかんする一定の明確な諸条件を満たした」国である（ロールズ2006：84）。

¹⁸ ただしロールズは、経済的な援助が必要な場合があることも認めている（ロールズ2006：158）。

ガーは援助義務のための形式的な議論を新たに述べてはいない。けれども『グローバリゼーションの倫理学』の中では、類比による議論を1つ付け加えている。今回の事例は、ピーター・アンガーが『贅沢に暮らして見殺しにすること』の中で示した事例を借用したもので、長いけれども非常に興味深いので、次に引用する。

ボブはもうすぐ引退する。彼は、ブガッティという非常に珍しく高価なクラシックカーに自分の貯金の大半をつぎ込んだが、その車に保険をかけることはまだ済んでいない。ブガッティは彼の誇りであり喜びである。この車を運転し、きれいにすることによってえられる快樂に加えて、ボブはこの車の市場価値が上がっているため、この車をいつでも売って引退後も快適に暮らせることを知っている。ある日ボブがドライブに出かけたとき、彼はブガッティをもう使用されていない鉄道の側線の終端のそばに停めて、線路の上を散歩した。そうしていると、誰も乗っていない暴走列車が、線路の向こうからやってくるのに彼は気付いた。彼が線路のずっと先を見ると、トンネルで遊んでいる子どもの小さな姿が見え、その子どもはまず間違いなく暴走列車によってはねられそうであった。彼には列車を止めることはできず、また子どももずっと遠くにいたので危険を知らせることができない。しかし、彼は切替スイッチを入れることにより、列車を彼のブガッティが停車している側線に導き入れることができる。そうすれば誰も死ぬことはない——しかし、側線の終端にある防御壁は破損しているため、列車は彼のブガッティを破壊するであろう。ボブは彼の車を所有する喜びと、その車が持つ財政的保障のことを考え、切替スイッチを入れないことにした。子どもは死んだ。しかしそれから何年ものあいだ、ボブは彼のブガッティを所有することを楽しみ、その車が持つ財政的保障を享受した¹⁹。(シンガー2005：235～236)

ボブの行動は正しいか。正しくはないだろう。しかし、私たちはみな、ボブと同じ状況にある。もし私たちが例えば国際連合児童基金（UNICEF）に200ドルを寄付すれば、それで1人の子供を救うことができる²⁰。もし援助をしなければ、救われたかもしれない子供が命を落とすことになるだろう。もし200ドルを援助しなければ、私たちの行動

¹⁹ 元々の出典は、Unger：135～136である。

²⁰ この200ドルという数字は、1995年時点で計算されたものである。詳しくは、Unger：146～148を参照。

は、容易に救うことができた子供を見殺しにしたという意味で、ボブの行動と変わらない。それどころではない。ボブが出しおしんだ経済的損失よりも200ドルのほうがずっと少額だということを考えれば、200ドルを寄付しないことはボブの行動よりももっと悪いことである（シンガー2005：236～239）。

たしかに、ボブの状況と私たちの状況の間には1つの違いがある。トンネルの中の子供を救うことができるのがボブだけであるのに対して、海外援助団体に200ドルを寄付できる人は何億人もいるという点である。たしかに、他の多くの人たちが十分な寄付をして、生命の危機に瀕している人たちがすべて救われ、私が出しゃばらなくてもよいというのであれば良かっただろう。しかし現実には「ほとんどの人が寄付をしていない」のである（シンガー2005：238）。だからといって、私が免責されるわけではない。多くの他人が不正を働いたからといって、私も不正を働いてよいということにはならない。問題は、他人がどう行動するかではなくて、問われているのは、私がどう行動するかなのである。

いよいよ最後に、シンガーは、議論の結論としての具体的な提案に移る。その提案は、『実践の倫理』に関して述べた第5の反論、すなわち要求水準が高すぎるという反論を考慮したものである。ただし、『実践の倫理』での提案よりも一層控えめなものになっている。

主張 豊かな社会にあふれている奢侈品や娯楽品に費やすお金が十分にある人はみな、満足に食べものを得られず、きれいな飲み水も得られず、雨風をしのぐ家もなく、基本的な医療も受けられない人々に対して、自分の収入の1パーセントを寄付すべきである。（シンガー2005：245～246）

もちろん、これは最低限の基準である²¹。それにしても、『実践の倫理』では所得の10パーセントであったものが、どうして1パーセントにまで減ってしまったのだろうか。推察するに、こういう事情ではないだろうか。「飢餓、富裕、道徳」における主張は非常に厳しいものであった。それに対して、「要求水準が高すぎる」という反論があった。それで、『実践の倫理』では、主張を所得の10パーセントの提供というふうにくらか穏便にした。それに対しても、「要求水準が高すぎる」という反論があった。そこ

²¹ ちなみに、シンガー自身は、収入の約25パーセントを寄付しているそうである（Peter Singer's Website、<http://www.princeton.edu/~psinger/faq.html>）。

で今度は、要求水準を収入の1パーセントにまで下げたということであろう。1パーセントという数字に、大きな根拠があるわけではない。強いて言えば、すべての人が参加することが期待できる水準ということであろう（シンガー205：246）。これだけ低ければ、もはや「要求水準が高すぎる」とは言えない。つまり、そのような言い逃れができない。そういう提案なのである。

第2節 難民と貧困の現状

以上で、シンガーの議論と主張を概観した。ここでは、少し議論から離れて、今現在、難民や貧困の状況はどうなっているのか、それを簡単に確認しておこう。

まず難民であるが、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees）によると、2011年末の時点で、避難を余儀なくされている人は世界で約4250万人である。内訳を見ると、国外難民が約1520万人で、庇護申請者が約89万人で、国内避難民が約2640万人である（UNHCR：5）。国外難民を多く出している国は、アフガニスタン（266万人）、イラク（142万人）、ソマリア（107万人）、スーダン（50万人）、コンゴ民主共和国（49万人）などであり、国外難民を多く受けいれている国は、パキスタン（170万人）、イラン（88万人）、シリア（75万人）、ドイツ（57万人）、ケニヤ（56万人）などである（UNHCR：14）²²。国内避難民を多く出している国は、コロンビア（380万人）、スーダン（240万人）、コンゴ民主共和国（170万人）、ソマリア（140万人）、イラク（130万人）などである（UNHCR：21～22, 43）。また、今述べた4250万人とは別に、2011年に自然災害のために避難を余儀なくされた人が、約1490万人いると推定されている（IDMC：4）。

次に貧困について世界銀行の資料を見てみよう。世界銀行は今日、貧困を2つの貧困線、すなわち1日1.25ドルの貧困線および1日2ドルの貧困線によって定義している。2008年に、1日1.25ドル未満で生活する最貧困（絶対的貧困）層の人は約12億8千万人

²² この文で挙げた数字（266万人など）は、国連難民高等弁務官事務所から保護や支援を受けている人だけを数えたものである。次の文で挙げる数字（380万人など）についても同様である。ちなみに、国連難民高等弁務官事務所から保護や支援を受けている人は、合計で、国外難民が約1040万人、庇護申請者が約89万人、国内避難民が約1550万人である（UNHCR：5）。したがって、国連難民高等弁務官事務所から保護や支援を受けていない人は、国外難民が約480万人、国内避難民が約1090万人ということになる。

であり、その人たちを含めて1日2ドル未満で生活する貧困層の人は約24億7千万人である（World Bank 2012b：72）。いま挙げたのは、途上国で生活する貧しい人たちの数である。

それに対して絶対的豊かさは、シンガーが『実践の倫理』で提唱していたものであるが、世界銀行などで一般的に採用されているものではないので、公の統計資料がない。そこで絶対的に豊かな人に代えて、豊かな国と貧しい国の現状を、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）の資料によって見ることにしよう。世界には200以上の国や地域がある。その中で一般に先進国と見なされるのは経済協力開発機構に加盟している34カ国であり、なかでも開発援助委員会（Development Assistance Committee）に参加している23カ国が、援助する義務を有する豊かな先進国と考えられている。その23カ国を具体的に示せば、以下の通りである。

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、韓国

これらの国は、どのくらい豊かなのだろうか。2011年の1人当たり国内総生産を見ると、1番多いのはルクセンブルクで89,100ドル、1番少ない国でポルトガルの25,300ドルである。日本は34,000ドルで、17位である。そのほか主な国をみると、米国が48,000ドル、英国が35,600ドル、フランスが35,100ドル、ドイツが39,500ドル、イタリアが32,900ドル、カナダが40,400ドルである²³。これら23カ国の中ではポルトガルとギリシア（26,100ドル）だけが1人当たり国内総生産が日本よりもかなり少ないけれども、他の国々はみな、おおむね日本と同じ程度かそれ以上に豊かな国であると言ってよいだろう（OECD）。

他方、貧しい国については、政府開発援助の受取国を開発援助委員会が1人当たり国民総所得などの基準を使って4つの階層に分類している（DAC）。まず最も貧しい後発

²³ これら6カ国と日本がいわゆるG7（主要7カ国）である。

開発途上国（Least Developed Countries）は、1人当たり国民総所得が905ドル未満などの基準をみたす国である²⁴。具体的には、1人当たり国民総所得が180ドルのコンゴ民主共和国、210ドルのリベリア、230ドルのブルンジ、330ドルのマラウイ、340ドルのエリトリアとシエラレオネ、360ドルのニジェール、390ドルのエチオピアとギニア、410ドルのアフガニスタン、430ドルのマダガスカル、440ドルのモザンビーク、470ドルの中央アフリカ共和国、490ドルのネパールなど48カ国である。次にくるのが低所得国（Low Income Countries）であって、それは1人当たり国民総所得が1,005ドル未満の国である。具体的には、1人当たり国民総所得が480ドルのジンバブエ、810ドルのケニアとタジキスタン、840ドルのキルギス共和国など6カ国である²⁵。ここには、1人当たり国民総所得が905ドル未満であっても他の条件を満たさないために後発開発途上国に分類されない国も含まれる。

次が低中所得（Lower Middle Income）の国および地域であり、それは1人当たり国民総所得が1,006ドル～3,975ドルの国および地域である。具体的には1人当たり国民総所得が1,050ドルのパキスタン、1,100ドルのニカラグア、1,160ドルのベトナム、1,170ドルのコートジボワールとナイジェリア、1,200ドルのカメルーン、1,250ドルのガーナ、1,260ドルのインド、1,300ドルのパプア・ニューギニアとウズベキスタンなど40の国と地域である。最後が高中所得（Upper Middle Income）の国および地域であり、それは1人当たり国民総所得が3,976ドル～11,275ドルまでの国および地域である。具体的には1人当たり国民総所得が3,850ドルのエクアドル、3,970ドルのアルバニア、4,140ドルのヨルダンとチュニジア、4,150ドルのタイ、4,240ドルの中国、4,250ドルのナミビア、4,390ドルのアルジェリアなど54の国と地域である。これらの国と地域の数を足すと、148になる。世界には200あまりの国と地域があるが、その大半が途上国および地域なのである。

さらに世界銀行の資料によって見てみよう。後発開発途上国を含めて低所得国全体での1人当たり国民総所得は、534ドルである。低中所得国全体では、1,596ドル、高中所得国全体では5,865ドル、低中所得国と高中所得国を合わせた中所得国全体では3,722ド

²⁴ 詳しくは、UN-OHRLLSを参照。

²⁵ ただし1人当たり国民総所得の額は、世界銀行による2010年分の数値である（World Bank 2012a）。次の2つの段落についても同様である。

ルであり、低所得国と中所得国を合わせた全体では3,283ドルである。それに対して経済協力開発機構加盟国全体での1人当たり国民総所得は、35,095ドルである（World Bank 2012a）²⁶。日本のような先進国と比べた場合、中所得国でもその所得は9分の1以下であり、低所得国にいたっては60分の1以下である。もちろん、シンガーは、格差といった相対的な違いを問題にしているのではない。その意味では、豊かな人々がいくら豊かであってもかまわない。貧しい人たちが非人間的な状況から脱することができるればよいのである。それでも、今見たような大きな格差は、貧しい国がおかれた困難な状況を物語るだろう。

次に、国際連合児童基金（ユニセフ）の資料によって、子供がおかれた状況について見てみよう。ここで特に子供の状況を取りあげるのには、2つの理由がある。1つは、シンガーが『グローバリゼーションの倫理学』の中で取りあげているからである（シンガー2005：191, 236～240）。それとは別にもう1つの理由は、たとえ大人の貧困が大人自身の責任に帰すことができたとしても、子供には貧困の責任がないことが明らかだからである。2010年に、5歳の誕生日を迎えるまでに亡くなった子供は、世界で約760万人いた（ユニセフ2012：83）。5歳未満児の中で栄養不良（低体重）の子供の比率は、16パーセントである（ユニセフ2012：95）。実数で言うと、約1億100万人の5歳未満児が栄養不良である（ユニセフ2012：111）²⁷。また少し古いだが、2004年の時点で、安全な飲用水を利用できない5歳未満児が、1億2500万人以上である（ユニセフ2008：38）。その結果、「衛生施設の不備、劣悪な衛生状態、安全な飲み水の不足が原因で下痢性の疾患により命を落とす子どもは、世界で年間1500万人以上」である（ユニセフ2008：40）。また初等教育の純就学率は、90パーセントである（ユネスコ2012：91）。言い換えると、10パーセントの子供が初等教育を受けられないでいる。少し古いの実数で言うと、2006年に約9300万人の子供が初等教育を受けるべき年齢なのに学校に通っていないのである（ユニセフ2008：12）。他方で「世界の5～14歳の子どもの6人に1人（1億6800万人）が児童労働に従事している」（ユニセフ2008：43）。

最後に、国際連合のミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の中で本論考に直接関係するものについても目を通しておこう。貧困に対して

²⁶ ちなみに、日本の1人当たり国民総所得は、42,050ドルである。

²⁷ 5歳未満の人口約6億3393万人に0.16を乗じて計算した。

世界がいかに取り組んでいるかの現状を知るのに役立つだろうからである。ミレニアム開発目標とは、2000年に国際連合が設定したもので、2015年までに国際社会が達成すべき8つの目標、21のターゲットを掲げている。その中で本論考に直接関係するものは、以下の通りである。

目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅

ターゲット1-A 2015年までに、1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。

ターゲット1-C 2015年までに、飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。

目標2 普遍的初等教育の達成

ターゲット2-A 2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。

目標4 乳幼児死亡率の削減

ターゲット4-A 2015年までに、5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1にまで引き下げる。

目標7 環境の持続可能性の確保

ターゲット7-C 2015年までに、安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。

ターゲット7-D 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大きく改善する。(国連開発計画：3)

しかし、ミレニアム開発目標で掲げられたターゲット、例えばターゲット1-Aは、ポグゲが厳しく批判しているように、4重の意味でつつましいものである。第1に、それは言わば15年計画であり、貧困を今すぐにでも解決しようというのではない。むしろ、問題を先送りするのであって、その間に多くの人が亡くなっていくのを見殺しにするのである。第2に、ターゲットは、貧困を半減すると述べているのであって、撲滅するとは言っていない。したがって、たとえターゲットが達成されたとしても、依然として半分の人々は貧困のままである。第3に、ターゲットは、割合を減らすと述べているのであって、人数を減らすとは言っていない。そのため、人口が上昇する状況にあっては、たとえ貧困者の割合を半減させたとしても、貧困に苦しむ人の数が半減するわけで

はない。第4に、比較の基準年を1990年に遡らせている。その意味では、ターゲットは15年計画というよりも25年計画であり、その分、ターゲットの達成が容易になっている（ポグゲ：35～37）²⁸。他のターゲットについても、多かれ少なかれ同様の批判が成り立つだろう。それだけ、問題の全面的な解決には、道遠しというところだろうか。

第3節 論争点の整理

それでは、シンガーの議論に戻ろう。シンガーの議論とそれを批判する論者との間の論争点は、既にシンガーによって示されている。ただし、シンガーの指摘は既述の論文や著作に分散している。そこで、この節では、シンガーの指摘によりながら、論争点を整理しておこう。その後で、個々の論点の詳細な検討に入る予定である。

まず「飢餓、富裕、道徳」という論文においてシンガーは、既に述べたように、2つの論争点を指摘していた。すなわち、（1）自分と自分が救う相手とが距離的に近いか遠いかは関係がないということと、（2）相手を救うことができる人が私1人であるのか他にも大勢いるのかも関係ないということである。次いで『実践の倫理』では、6つの反論を指摘していた。6つの反論とは、（1）遠くの人を助けるよりも前に近くの人を助けるべきだというもの、（2）所有権は正当だから援助する義務はないというもの、（3）貧困の原因は人口過剰にあるというもの、（4）援助の責任は政府にあるというもの、（5）要求水準が高すぎるというもの（6）援助しないことは殺すことと同じではないというものである。さらに『グローバル化の倫理学』では、1つの反論を主題的に取りあげていた。すなわち、（1）外国人に対してよりも近くの人に対してより強い道徳的義務があるという反論である。それからあと2つの論争点も指摘されていた。（2）相手を助けることができる人が他にも大勢いるかどうかということと、（3）要求水準が高すぎるということである。

以上の諸点を整理すれば、次のようにまとめられるだろう。まず第1の論争点は、私たちが道徳的義務を考える際に、自分と相手の人との距離が重要性をもつか否かという

²⁸ もう1つ、ターゲットの文言からは見えない点であるが、そこで述べられた割合は世界人口における割合ではなくて、途上国人口における割合である。世界人口よりも途上国人口のほうが伸びが急速なので、実数で見た場合、ターゲットの水準はより緩いものになっている（ポグゲ：35）。

点である。一方の主張は、距離は関係がないというものであり、他方の主張は、遠くの人に対してよりも近くの人に対してのほうが道徳的義務が強くなるというものである。第2の論争点は、相手の人を助けることができるのが自分1人だけであるのか他にも多くの人がいるのかという点に関わる。一方の主張は、自分の道徳的義務は、他にも多くの人がいなくても変わらない、言い換えると、相手の人を助けることができるのが自分だけである場合に私たちが有する道徳的義務は、たとえ他にも多くの人がいなくても、そのことによって弱まるわけではないというものである。他方の主張は、これの否定であって、相手の人を助けることができる人が他にも大勢いる場合には、相手の人を助ける全責任が自分1人にのしかかるわけではない、言い換えるとその分自分の道徳的義務が弱まるというものである。第3の論争点は、『実践の倫理』で述べられた第6の反論に関わり、おそらくそこで述べられた第5の反論もこれと密接に関係する。この点は、生命の危機に瀕した人を助けないことが殺すことと同じか否かというふうに表現できるだろう。一方の主張は、助けないことが殺すことと異ならないというものである。したがって、その主張によれば、殺してはいけないという義務がすなわち助けなければならないという義務になる。他方の主張は、生命の危機に瀕した人を助けないことは殺すことと同じではないというものである。したがって、その主張によれば、助けなかったとしても殺したことにはならない。助けるべきだという義務は、殺してはならないという義務とは違う種類の義務だということになる。

第4の論争点は、私たちが自分の財産に対してもっている所有権は正当なものなので、自分の財産の一部を他人に提供する義務はないということになるのかどうかである。一方の主張は、そういう義務はないというものであり、他方の主張は、そういう義務があるというものである。第5の論争点は、今現在生命の危機に瀕している人たちを助けることが将来の貧困人口を増やすことになるのか否かという点である。一方の主張は、将来の貧困人口を増やすことになるというものである。その場合、今援助することは問題を解決するというよりも問題を大きくするだけだ、したがって今援助すべきではないということになる。他方の主張は、必ずしも将来の貧困人口を増やすことにはならないというものである。第6の論争点は、外国の人を援助することは政府の責任だから、個人的に援助すべきではないということになるのかどうかである。一方の主張は、

個人的に援助すべきではないというものであり、他方の主張は、政府の責任を認めるとしても、個人を免責することにはならないというものである。

これらのうち重要なのは、最初の3つの論争点である。それら3つの論争点については、次節以下で論じる。ここでは、後の3つの論争点について簡単に述べておきたい。まず第4の論争点は、誤解に基づいている。私たちが自分の財産に対して持っている所有権が正当なものであることは、一応疑わないでおくことができる。そうすると、自分の所有権からは、自分の財産の一部を他人に提供する義務は出てこない。しかし、自分の所有権が正当であるとしても、他の根拠から私たちは義務を負うことがありうる。そうした場合、私たちが義務を果たすためには自分の財産の支出が必要なこともありうる。例えば、私たちは自分の子どもに対して養育義務を負い、その義務を果たすためにはお金を支出することも必要だけれども、それは自分の所有権を否定するのではない。私たちには権利があると同時にさまざまな義務もありうるというだけのことである。したがって、所有権が正当であることは、援助義務があるか否かとは直接関係がない。第5の論争点は、既に決着が付いていると言ってよい。貧困が解消され生活水準が向上するにつれて出生率も下がることが一般に知られているからである。したがって、援助は、ごく短期的には貧困人口を増やすように見えるかもしれないけれども、中長期的には将来の貧困人口を減らすことにつながると見込まれる。第6の論争点については、既に序論で、国家の実体は国民であるという見解を述べた。この観点からすれば、援助することが政府の責任だとしても、だからといって個人の責任ではないということにはならない。むしろ、政府の責任は国民の責任に由来する。したがって、もし政府がその責任を十分に果たさなかった場合、国民の責任が強く問われることになる。

それでは次に、重要な3つの論争点について検討しよう。

第4節 論争点の検討——その1

おそらく、シンガーの議論に直面した人が最初に示す反応は、困っている人を助ける義務が、殺人を禁止する義務とは同じく義務であっても種類が違うのではないか、ということだろう。一方の義務は「～せよ」と命じ、他方の義務は「～するな」と命じるので、肯定的義務と否定的義務とによって区別できるかもしれない。しかしながら、道徳的

命令の形式が文法的に肯定形か否定形かというだけでは、そこにどのような違いがあるのか、はっきりしない。

もう少し道徳的命令の実質に踏み込んだ区別としては、カントがしている完全義務と努力義務という区別が思いおこされるだろう。「努力義務」は、カントの分かりにくい用語法では、「不完全義務」と呼ばれるものである。カントは、完全義務と不完全義務について次のように述べている。

完全義務とは、傾向性を利するための例外を何ら許さない義務のことである。(カント2000:54)

不完全な義務の実現は功績 (meritum) = +aである。しかし、この義務の違反はただちに罪悪 (demeritum) = -aではなく、単に道徳的な無価値 = 0 であるにすぎない。(カント2002:256)

ここから推せば、次のように言えるだろう。

不完全義務は、例外を許す、すなわち何時でも何処でも誰に対してもあらゆる仕方で最大限に義務を履行しなければならないというわけではない。

完全義務の違反は罪悪である。しかし、完全義務の実現はただちに功績ではなく、単に道徳的な無価値であるにすぎない。

不完全義務が例外を許すことに関して、カントは次のように述べている。

[倫理学の] 法則が行為の格率だけを命令することができ、行為そのものを命令することができないとすれば、これは、[倫理学の] 法則が自由な選択意志に遵守 (遵奉) の余地 (latitude 幅) を残しておくことを、換言すれば、同時に義務である目的のために、いかなる種類の、またいかなる程度の行為がなされるべきかを明確に告げえないということを、示している²⁹。

(カント2002:255)

これはすこし分かりにくいけれども、訳者の池尾恭一は、次のように解説している。

²⁹ 大かっこ [] 内は、引用者 (浅野幸治) が補った。

適法性（合法則性）だけを求め、それに反することを一切許さない法の義務は、それゆえ、「狭い拘束性」にかかわる厳格な遵守の要求される義務である。徳の義務は、「広い」、すなわち義務の遵守に際して行為主体に選択の余地が残されている義務である。（カント2002：447）

これをシューメーカーはさらに分かりやすく、不完全義務には「自由裁量範囲がある」と述べている（シューメーカー：117）。

実際に、次のようなものが、完全義務と努力義務についての一般的な理解であろう。完全義務は、遵守しなければならない義務であり、遵守したからといって称讃に値するわけではないけれども、違反したならば非難に値する。

努力義務は、いつ、どこで、どのように実行するかが各人の裁量に委ねられていて、したがって努力義務を履行したならば称讃に値するけれども、履行しなかったからといってただちに非難に値するわけではない。

義務についてもこのような区別が妥当するならば、殺人を禁止する義務は完全義務であるけれども、困っている人を助ける義務は努力義務だといえるかもしれない。実際にカントも、困っている人を助ける義務を不完全義務として分類している（カント2000：57）。

そうすると、どうなるだろうか。困っている人を助ける義務は、完全義務ではなくて努力義務であり、その義務をいつ、どこで、どのように実行するかは各人の判断に委ねられている。したがって、困っている人を助けなかったからといって、シンガーが言うように非難に値するというには必ずしもならない。たしかに、困っている人を助ける義務を一度も履行しなかったならば、そのような人は、困っている人を助ける義務を無視していると言われるかもしれない。けれども、人生の中で一度も他人を助けたことがない人というのは、想像するのが難しい。誰でも、どこかで自分にできる範囲内でだれかを助けたことがあるだろう。例えば日本人であれば、税を通して政府開発援助に貢献しているので、それで十分だと言えるかもしれない。もちろん、それ以上に例えば国際連合児童基金（UNICEF）に個人的に寄付をすれば、立派な行為だとは言えるだろう。しかし、そのような寄付をしなかったからといって、非難されるに値するわけではない。そうすると、困っている人を助ける義務が努力義務だと言うことは、実質的に、

困っている人を助けることが慈善行為だということに等しいだろう。実際に日本では、困っている人を助ける組織は慈善団体と呼ばれ、そのような団体に寄付することは慈善行為と考えられている。

完全義務と努力義務を区別する道徳的評価の枠組みは、3値論理に基づいていると言える——すなわち、道徳的評価として（1）善いと（2）悪いと（3）どちらでもないという三通りの値がある。このような枠組みでは、おそらく、大部分の人、大部分の行為は、道徳的に特に称讃に値するわけでも特に非難に値するわけでもない、中間地帯に属することになるだろう。そのような見方には、なにか非常に健全なものがあると私には思われる。もともと、「善い」という評価語、「悪い」という評価語は、「善い」とされるいくつかの事例、「悪い」とされるいくつかの事例をそうではない多くの事例から区別するためにあると思われるからである。結果的に、たいていの人はずっとたいていの時に、道徳的に特に立派なことでも特にひどいことでもなく、普通の人として普通のことを行っているだけだ、ということになるだろう。例えば、私たちは毎日、眠ったり、食事をしたり、用を足したりするけれども、そうした行為は特に称讃に値するわけでも非難に値するわけでもないだろう。

それに対して、シンガーは何と答えるだろうか。シンガーは、生命の危機に瀕した人を助けないのは、殺すのと同じだと答える。これが、第3節で述べた第3の論争点である。たしかに、「困っている人」と一般的に言えば、困っているさまざまな状況がありうるだろう。その中には、助ける必要のない場合もありうるだろう。例えば、本人がどのように頑張るかを、他人はじっと見守っていればよいというような場合である。あるいは、本人の人生の問題であって、他人が干渉しないほうがよいというような場合もあるだろう。しかし、シンガーが問題にするのは、困っている人一般ではなくて、生命の危機に瀕した人である。その点を如実に示しているのが、例えば、浅い池の事例である。そこで危機に瀕しているのは人の生命である。その状況では、助けなければ、人が死んでしまう。ここで、想像力を働かせるために、現代的でより身近な事例を考えてみよう。

事例 現代の日本で、携帯電話をもったAさんは、街を歩いている、交通事故の現場に居合わせた。自動車が横転して歩行者をはねたのである。運転手も歩行者も、意識

があるかないかというほど重傷である。

Aさんは、携帯電話を使って救急車を呼ぶべきだろうか。それとも、黙って見過ごすべきだろうか。どうなるかを考えてみよう。もしAさんが救急車を呼べば、運転手も歩行者も助かる可能性が高いだろう。もしAさんが救急車を呼ばなければ、運転手も歩行者も死んでしまうかもしれない。もちろん、救急車を呼んだとしても、運転手または歩行者が死んでしまう可能性もあるだろうし、救急車を呼ばなかったとしても、運転手も歩行者も死なないかもしれない。あるいは、Aさんが救急車を呼ばなかったとしても、他の人が救急車を呼ぶかもしれない。しかし、Aさん以外で現場に居合わせたBさんとCさんは、いずれも携帯電話を持っていなかったとしよう。その場合、たしかに、Aさんは自分の携帯電話を使って救急車を呼ぶべきだと思われる。そうしなかったならば、非難に値すると思われる。なぜだろうか。

Aさんは、携帯電話で救急車を呼ぶことができるし、そうしないこともできる——いずれの行為もAさんの自由の範囲内である。Aさんが救急車を呼べば、運転手も歩行者も助かる可能性が高いだろう。Aさんが救急車を呼ばなければ、運転手も歩行者も死んでしまうかもしれない。ということは、運転手と歩行者の命運（生死）がほとんどAさんの選択にかかっている。救急車を呼ぶことも呼ばないこともAさんの自由であるけれども、自由には責任がともなう。救急車を呼べば、命を救った人として称讃される可能性が高いだろう。他方、救急車を呼ばなければ、そのことに対して責任が問われる——つまり、「どうして救急車を呼ばなかったのか」と言っ、非難されるだろう。言い換えると、このような状況では、道徳的評価が3値論理ではなくて2値論理で動いているように思われる³⁰。どうしてだろうか。

Aさんが仮に交通事故の現場に居合わせるのではなくて自宅で新聞を読んでいたとしよう。その場合には、誰かがどこかで交通事故を起こして運転手と歩行者が瀕死の重傷になっていたとしても、おそらく、Aさんの知ったことではないだろう。Aさんが救急車を呼ばなかったとしても、Aさんは非難されるわけでも称讃されるわけでもなくて、

³⁰ その意味では、今の場合、救急車を呼ぶ義務は努力義務でも完全義務でもない——救急車を呼べばいいことをしたとして称讃され、呼ばなければ非難される、そういう義務である。言い換えると、道徳的義務は完全義務と努力義務で尽くされるのではない、そうではなくて、完全義務でも努力義務でもない、2値論理で動くような義務もあるということである。

道徳的に中間地帯にいたることができただろう。しかし現実には、Aさんは交通事故の現場に居合わせてしまっている。関わりをもってしまっているのである。そのことが、どうも、道徳的評価の枠組みを3値論理から2値論理に変えているのかもしれない。

ここで、この節で論じてきたことをまとめておこう。一般的には、道徳的評価は(1)善いと(2)悪いと(3)どちらでもないという3値論理で動いていて、したがって、困っている人を助ける努力義務を履行しなかったからといって必ずしも非難に値するわけではない。しかし、ある種の状況では道徳的評価の枠組みが3値論理から2値論理に変わり、援助の手を差しのべなかった人は非難に値するように思われる。

第5節 論争点の検討——その2

前節では、ある種の状況では道徳的評価の枠組みが2値論理に変わることを見た。では、「ある種の状況」とはどのような状況だろうか。それは、義務を負う人が、援助を必要とする人の状況に関わってしまっている状況だ、ということの前節の最後に示唆しておいた。この節では、この関わりについて検討していく。

しかしながら、道徳的評価の枠組みを3値論理から2値論理に変える要因としては、もう1つ、人の生死がかかっているということも考えられるだろう。その点について、予め簡単に述べておこう。そこでまず、人の生死がかかっているのではないような状況を想像してみよう。例えば先の交通事故の事例で、運転手も歩行者も重傷ではなくてごく軽傷だったとしよう。その場合でもたしかに、事故の現場に居合わせたAさんは、事故に遭った人に手助けをすべきであり、必要があれば警察や救急車を呼んであげべきだと考えられる。そしてAさんは、実際に必要な手助けをしたならば、称讃されるだろう。しかし仮にAさんがなにもしないで通り過ぎていったとしても、非難されることはないかもしれない。あるいは少なくとも強く非難されることはなくて、せいぜい眉をひそめられるくらいであったろう。つまり、この場合には、援助の必要性がそもそも小さい。事故に遭った運転手と歩行者が——いくらか不便であったとしても——自分で、必要な措置を講じることができただろうからである。そうすると、先の交通事故の事例で、Aさんが救急車を呼ばなかった場合に、Aさんの選択を非難に値するものになっているのは、運転手と歩行者が死んでしまうかもしれないという結果の重大性であるように

も思われる。

その点は間違いがない。一言で、困っている人を助ける義務と言っても、困っている状況には、少し困った状況から深刻な状況まで、さまざまな状況があるだろう。その中で、状況の深刻さ・援助の必要性の大きさに応じて、援助する義務も強くなると考えられる。反対に、援助の必要性が軽微なところでは、義務も強いものとはならず、義務を履行しなかったとしてもそれほど非難に値するものとはならないのだろう。この一般的な論点は正しい。つまり、先の交通事故の事例において、運転手と歩行者の生死がかかっていることが、道徳的評価の枠組みを3値論理から2値論理に変えている1つの要因である。ただし、それは、シンガーとその批判者たちの間の論争点ではない。シンガーはそもそも、被援助者の生死がかかっているような場合のみを問題にしている。批判者たちも、人の生命がかかっているような状況を問題として取りあげ論じている。援助の必要性がそれほど強くないような状況は、シンガーたちの主たる関心事ではないのである³¹。

それでは、義務を負う人と援助を必要とする人との関わりという問題に戻ろう。まず初めに、関わりのある場合と対比するために、関わりがない次のような事例を考えてみよう³²。

事例 Aさんは、17世紀、江戸時代の日本に住んでいた。当時、南米では飢饉のために多くの人が亡くなっていた。

Aさんは、南米の人を助ける義務があるだろうか。なかったと考えられる。というのは、第1にAさんは、南米で飢饉が起り多くの人が亡くなっているというようなことを知り得なかつただろう。第2に、たとえ知りえたとしても、助けるための有効な手段がなかつただろう。不可能なことは、道徳的義務として期待されえないからである。17世紀であれば、日本と南米はまったく別々の世界であったと言ってよいだろう。

³¹ 援助の必要性が小さい場合を問題として取りあげないということは、そういった場合、困っている人を助ける義務が努力義務として、慈善として考えられている可能性が高い。ただし、功利主義者であれば、たとえ援助の必要性が小さい場合であっても、もし援助によって全体としての効用が増大するのならば、援助することが正しく、援助しないことは正しくない、ということになりそうである。功利主義者にとって、援助してもしなくてもよい、道徳的中间地帯にいられるのは、援助によって得られる効用が援助のための費用（負の効用）によって相殺されるような場合だけであろう。上の注10も参照。

³² ここから第6節の終わりまでは、既に浅野2012b で発表したものと同じである。

しかし対照的に、現代では、交通手段と通信手段の発達によって地球全体が、特に経済的に、1つの世界になっている。私たちの日常生活は、遠い外国からさまざまな食料や原材料や製品を輸入することに依存している。つまり、遠い外国で食料や原材料や製品を生産する農業者や労働者に依存している。さらに、遠い外国で農業者や労働者の生活を支えるさまざまな業種の人たち、流通や通信を支える人たちにも依存している。また、日本で生産された製品はほとんど世界中に輸出されている。ある国で生産された部品を使って別の国で生産された製品が、さらに別の国で販売されるということもあるだろう。売買は相互依存の関係であり、私たちの生活は、売買という相互依存の関係で世界中とつながっている。別の言い方をすれば、世界交易の網の目が私たちの生活の隅々にまで入ってきている。この点を最近の論者は強調する。それを端的に表しているのが、シンガーの近著の書名『1つの世界 (One World) ³³』であろう。

既に1972年の論文「飢餓、富裕、道徳」の中で、シンガーはベンガルの難民問題に関して2つの点を強調していた。1つは、問題が広く報道されたので、誰もベンガルの危機的状況について知らないとは言えない、ということである (Kuhse : 146、Pogge and Horton : 2)。もう1つは、難民の苦難を激減させることが、豊かな国の人たちの能力の範囲内だ、ということである (Kuhse : 145、Pogge and Horton : 1)。たしかに、これら2点は、現在の状況が17世紀とは大きく違っている点である。現在、先進国の裕福な人々は、1970年代にもまして豊かである。たしかに、多くの人の生命が奪われる危機的状況のすべてが広く報道されるわけではないけれども、発生している危機的状況について必要な情報を得ることは、さまざまな情報媒体の普及のおかげで、今日それほど難しいことではない。その意味で、シンガーが1972年に指摘した2つの点は、今でも当てはまる、ないしはより一層当てはまる。

さて、地球全体が緊密な経済関係を通して1つの世界になっているという指摘は、私たちが遠い外国の人たちと既に関わり合いになってしまっているという主張になるだろう。しかし、この主張には注意が必要である。第4節で述べた事例であるが、Aさんが交通事故の現場に居合わせるのではなくて自宅で新聞を読んでいた場合を思いおこしてみよう。その場合、誰かがどこかで交通事故を起こしたとしても、それはAさんの知っ

³³ ただし、邦訳名は原著の副題からとられた『グローバリゼーションの倫理学』である。

たことではないと思われた。もしそれが正しければ、誰かが外国で死にかけていたとしても、やはりAさんの知ったことではないということになるだろう。反対に、遠い外国の人が経済関係を通してAさんと関わり合っているのならば、おそらく、日本で交通事故に遭った運転手と歩行者はより密接な経済関係を通してAさんとより密接に関わり合っていると言えるだろう。これは、第3節で述べた第1の論争点である——つまり、自分と相手の人との距離が重要性をもつのか否かという論争点である。もし相手との関わりが道徳的評価の枠組みを3値論理から2値論理に変えるのであれば、遠い外国で生命の危機に瀕している人を助ける義務も、相手の人との経済的関わりによって根拠付けられるかもしれない。

「距離」ということで第1に理解されるのは、空間的距離である。しかし、空間的距離が道徳的義務にとってそれほど重要でないことは、容易に見てとれる。例えば、人を殺してはならないという義務は、すぐ近くの人に対して当てはまるだけでなく、遠い外国にいる人に対しても同様に当てはまる。自分の子供を養育する義務も、自分の子供が自分と同居している場合だけでなく、自分の子供が遠い外国で生活している場合にも同様に当てはまる。つまり、道徳的義務は、空間的距離が増えることによって減じたり、空間的距離が減ることによって増えたりするものではない。距離ということの問題になるのは、むしろ社会的距離、人間関係的距離である。だから、第4節の終わりで道徳的評価の枠組みを3値論理から2値論理に変えるものを示唆した際にも、たんに何メートルかということではなくて、「関わり」という言い方をしたのである。

さて、遠い外国で生命の危機に瀕している人を助ける義務を相手の人との経済的関わりによって根拠付けようとする試みには、2つの難点がある。第1に、既に指摘したように、関わりには深い・浅いの区別がある。そうすると、関係が深い場合には義務も強くなり、関係が浅い場合には義務も弱くなるように思われる。これは要するに、遠くの外国の人を助けるよりも先に、もっと関わりの深い近くの人を助けるべきだという主張になるだろう。第2に、この根拠付けの方法では、関わりのある人に対する義務しか根拠付けられない。言い換えると、失業者や難民のように働いていない人は、私たちと経済関係がないので、援助義務の対象からこぼれ落ちてしまう。子供も同様であろう。シンガーの観点としては、関わりがあるから義務があるのではなくて、関わりがなくても

義務はあるのだろう。おそらく、シンガーが認める関わりは、1972年の論文「飢餓、富裕、道徳」の中で指摘していた2つの点だけであろう。すなわち、私たちが相手の人の窮状を知ってしまっている、ないしは容易に知ることができるということと、私たちが相手の人を救うことができるような関係にあるということであろう。言い換えると、これ以上の深い関わりは、援助する義務にとって必ずしも必要ではないということである。

それに対して、シンガーの批判者たちは、援助を必要とする人の必要性（利益）だけではなくて、援助義務を負う人と援助を必要とする人との関係にも目を向ける。人を殺してはならないという完全義務は、一般的な義務である。つまり、いかなる他人同士の間にも無条件に成り立つ義務である³⁴。このような一般的な義務とは別に、特定の人と特定の人との間で、特別な関係によって特別な義務が生じ得る。最も明白な場合は、売買契約や労働契約のような契約関係である。AさんとBさんとは、双方が自由に同意することによって、一定の特別な権利義務関係に入る。契約に同意した人は、特定の商品を手方へ渡したり、一定の労働を手方へ供給したり、然るべき代金や賃金を手方へ支払ったりしなければならない。そうしなかったならば、非難される。夫婦がお互いに助け合って生きていく婚姻関係や子供に対する養育義務も、同様に考えることができるだろう。これらの場合にも、特定の人に対して特別な義務があるけれども、その義務は、義務を負う人が自ら引き受けることによって発生すると考えられる。義務を履行せず怠ったならば、やはり非難に値する。このような特別な義務を生む関係として、他に主として考えられるのは、友人、隣人、親族、同国人などの関係である。批判者たちによれば、こういった特別な関係で結ばれた人たちに対しては特別な義務があり、困っている仲間を助けられない人は非難されるに値する³⁵。

他方、外国人に対しては、特別な義務を生むような特別な関係がない。たしかに、善意（Benevolence）や慈愛（Compassion）が人間の有する優れた性質（徳）であることは、誰も否定しないだろう。善意や慈愛から出た善行（Beneficence）や慈善行為

³⁴ 人を殺してはならないというのは、対人関係上の義務である。

³⁵ たしかに、特別な関係の中で最も分かりやすいのは、自発的に結ばれる関係である。ただし、特別な関係の中には、自発的とは言えないような関係もある——したがって、自発性は特別な関係の必要条件ではない。その場合でも、特別な関係が特別な義務を生むとされる。

(Charity) が立派な行いであることも、否定されないだろう。善意や慈愛は、必ずしも特別な関係を前提とはしない。したがって、外国人にも向けられる一般的な義務である。しかし、それらは努力義務であって、怠ったからといって、必ずしも非難に値するわけではない。善意や慈愛のない人間も、立派な人ではないというだけであって、不正な人ではないのである。これが、批判者たちの考え方（論理）であろう。このように批判者たちの考え方を詳しく見てくると、第3節で述べた第3の論争点と第1の論争点とが繋がっていることが分かる。特別な関係があるところでは、特別な義務がある——これは完全義務である。特別な関係がないところでは、特別な義務はない——援助に関しては、困っている人を助けるべきだという一般的な努力義務があるだけである。当然、努力義務よりも特別な完全義務のほうが優先する、というのである。

第6節 論争点の検討——その3

以上で、第3節で述べた第3の論争点と第1の論争点に関して、シンガーと批判者たちそれぞれの立場と相違がかなり明らかになった。それでは、いずれの見方に分があるだろうか。結論から言うと、まず第1の論争点に関しては、シンガーに分があると思われる。というのは、批判者たちの要求をほとんど受けいれて、それでもシンガーの主張は揺るがないからである。第1の論争点は道徳の不偏性に関わる——少なくともシンガーはそう見る。功利主義の立場では、「だれでも一人として数え、だれも一人以上に数えてはならない」とされる（ミル：526）。これは、功利計算に際して、自分自身や自分に身近な人をひいきしてはならないという意味である³⁶。したがって、自分の幸福も他の誰の幸福も同じだけの重要性しかもたない。自分の幸福のほうが他人の幸福よりも重要だということはないのである。このような見方は、もし個人間の愛情（家族愛）や友情を否定することになるならば、非常に道徳的直観に反することになる。しかし、シンガーによれば、批判者たちが考える特別な関係に基づいた特別な義務のほとんどは、規則功利主義の立場から擁護できる。

子供を養育する義務を考えてみよう。子供を養育する義務は、すべての大人に負わせるよりも、特定の人すなわち親に割り当てるほうがよく果たされる。親は自分の子供に

³⁶ 道徳的判断に際して自分自身や自分に身近な人をひいきしてはならないというのは、道徳の要求でもある。

愛情を感じ、自分の子供の養育に心血を注ぐだろう。そういう行動規範（制度）が、他のやり方よりも効用を増大させるだろう——つまり子供の幸福にも親の幸福にも資するだろう。そういう理由で、親が自分の子供を優先的に配慮することは、公正な観点から正しい。誰かが困難に陥った場合、その人を助ける義務についても同じように考えることができる。困っている人を助ける義務をすべての人に負わせるよりもごく少数の人、家族や親戚や友人に割り当てるほうが、義務がよく果たされるだろう。さらに、家族や親戚や友人による援助が機能しない場合にも、援助義務をすべての人に負わせるよりも地域社会（同じ地域に住む人）や国家（同国人）に割り当てるほうが、義務がよく果たされるだろう³⁷。誰であれ、国家に属さない人は（原則的には）いないだろうから、すべての人が必要に応じて援助を受けられるはずである。そうであれば、困っている人を助けるに当たって、私たちは、外国人よりも同国人を優先してよいし、同国人の中でも遠くの地方に住む人よりも同じ地域に住む人を優先してよいし、さらにそれよりも友人や親戚や家族を優先してよいのである。このような考え方は、「割当責任論」と呼ばれる（石山：254～256）。

割当責任論は、その正当性の根拠として効率に訴えかける。したがって、それは功利主義的な考え方でもある。ただし、この割当責任論は私がシンガーのために述べたものであって、シンガーが述べている議論と正確に一致するわけではない。そこで、シンガーに対して公正を期すために、私が述べた割当責任論とシンガーが述べている議論との異同について注釈をしておきたい。まず、子供を養育する義務に関しては、シンガーも割当責任論と言ってよい議論を述べている（シンガー2005：203～205、Chatterjee：15～16）。ところが、家族と友人に対する特別な義務について、シンガーは割当責任論をとらないで、愛情（家族愛）と友情には「何か大きな価値」があると主張する（シンガー2005：205、Chatterjee：16）。このように愛情（家族愛）と友情に

³⁷ シンガーはシジウィックに倣って、仲間の例として隣人を取りあげ検討しているが（シンガー2005：210、Chatterjee：19～20）、現代では隣人を地域社会と言い換えることができるだろう。もっとも、シンガーは隣人に対する特別な義務を否定しているのに対して、私は市町村や都道府県といった地方自治体にも一定の果たすべき役割があると考えている。その意味では、私はシジウィックの隣人に代えて地域社会を特別な義務の担い手として立てていると言うこともできる。（ただしSinger 2004：15には、隣人に対する特別な義務を肯定するかのような記述が見られる。けれども、Singer 2004：20での実際の論述の内容を見れば、やはりシンガーは隣人に対する特別な義務を否定している、と言うべきだろう。）

は道徳的に価値があると認めることによって、シンガーは、「飢餓、富裕、道徳」という論文における穏健な議論の制約条件に訴えかけているのである。その制約条件とは、「道徳的に重要なことを犠牲にしない」限りというものである。言い換えると、道徳的に重要なことを犠牲にすることになる場合には援助しなくてもよい、道徳的に重要なことを犠牲にしてまで援助する必要はない、ということである。つまり、援助義務よりも愛情（家族愛）や友情を優先してよいのである。これは、批判者たちに対する大きな譲歩である。というのも、愛情（家族愛）や友情は道徳的に価値があるので、援助義務に対する横からの制約として働くことを認めているからである。

次にシンガーは、シジウィックに倣って、「自分に親切にしてくれた人びと」に対する特別な義務を取りあげる。シンガーによれば、そのような義務は、「協力および協力がもたらすすべての利益を可能にする互惠行為の促進に役立つから」公平な視点から正当化される（シンガー2005：209、Chatterjee：19）。

他方、親族に対する特別な義務に関しては、シンガーの立場は曖昧であり、かつシンガーの議論は奇妙なものであるように私には思われる。立場が曖昧だというのは、シンガーの答えが「親族のあいだで協力するシステムが認められている」ところでは特別な義務があるけれども、「そのようなシステムが存在しない場合は」特別な義務は正当ではない、というものだからである（シンガー2005：211、Chatterjee：20）。つまり、特別な義務が正当か否かが、それぞれの社会の慣行によって変わるからである。一見したところでは、シンガーは伝統的な社会、特に途上国では親族間の相互協力システムが存在し、他方、個人主義的な先進国ではそのようなシステムが存在しないと考えているようである³⁸。いずれにせよ、シンガーの議論が奇妙なものに思われるのは次の2つの理由による。第1に、シンガーの議論は、特別な義務が正当か否かという道徳の問題を社会の慣行に依存させている³⁹。つまり、互いに助け合う慣行のないところでは、助け

³⁸ 日本の場合はどちらに当たるだろうか。日本は先進国ではあるけれども、伝統的な社会でもあり、親族間の相互協力システムが存在するように思われる。ただし、親族間の相互協力システムが特に強いようには思われない。伝統的な社会と個人主義的な先進国との中間だと言ったらよいだろうか。

³⁹ たしかに功利主義は、功利計算に際して人間の習性を前提とする。そのゆえに、子供の集団養育よりも、各家庭で特定の親が特定の子供を養育するほうが功利に適っているとされる（シンガー2005：204～205）。

合う特別な義務もない。もしこの論理が国際関係に適用されれば、外国人を助ける慣行のないところでは、外国人を助ける（特別な）義務もない⁴⁰ということになりかねない⁴¹。第2に規則功利主義の立場から問うべきことは、親族間の相互協力に関して慣行がどうかということよりも、親族間の相互協力システムがあったほうがよいか否か、どちらの慣行が功利に適っているかということであろう⁴²。この点に関して、私は既に割当責任論のところでも述べたように、援助義務を多くの人に負わせるよりも（家族や友人とともに）親戚に割り当てるほうが効率的であると考えます。

次に同国人に対する特別な義務に関して、シンガーの公式の答えは否定的なようである。シンガーは、「公平な視点から評価するテストをおこなったとき、同国人の利益を優先すべき強い根拠はほとんどない」と述べているからである（シンガー2005：228）⁴³。しかしながらシンガーは、グッディンの割当責任論を評価して、「この主張にもっともな点があることは明らかである」とも述べている（シンガー2005：217、Chatterjee：21）。例えば、先進国のあいだでは、健康保険や失業保険や年金制度は国ごとに立てられていて、特別な事情がない限り、外国のことに介入する必要はないように思われる。ではシンガーは割当責任論に反対して何を否定しているのか。シンガーが否定するのは、同国人に対する特別な義務が外国で生命の危機に瀕している人を救う義務を上回るということであろう。シンガーの考えでは、外国で生命の危機に瀕している人を救う義務のほうが同国人に対する特別な義務を大きく上回るからである。このシンガーの主張は、同国人に対する特別な義務の存在を否定する必要はない。

実際に、同国人に対する特別な義務は、先進国の人たちが有するだけではなくて、途

⁴⁰ 果たさなかったならば非難されるような義務がない、という意味である。

⁴¹ たしかに、親族に対する特別な義務を主張する人は、通常、外国人を助ける特別な義務を否定する。その意味では、親族に対する特別な義務を主張する議論が、外国人を助ける特別な義務を否定することになったとしても不思議ではない。しかし、シンガーがそのような議論を用いることには不整合の恐れがある——シンガーの主たる狙いは、外国人を助ける特別な義務を主張することだからである。

⁴² 実際にシンガーは、海外援助の慣行がないところで、私たちに生命の危機に瀕している外国人を救うことを強く要求する。そのような行動（パターン）のほうが功利に適っているという理由からである。ここでは、海外で生命の危機に瀕している人に対する私たちの態度・慣行が不変ではなくて、文化的に変更可能であると、シンガーは考えている。

⁴³ 神島もシンガーの議論を評価して、「シンガーのグローバルな倫理では、同国人は特別義務の対象に含まれない」と述べている（山内・浅井：184）。

上国の人たちも有するだろう。例えば、シンガーの浅い池の事例を、場所を途上国に移して、考えてみよう。

事例 ブルンジの首都ブジュンブラで、ブルンジの人が浅い池の側を通りかかったときに、そこで子供が溺れかかっているのを目にした。

おそらく、この子供もブルンジの子供であろう。その子供を救いだす義務を負うのは、近くを通りかかったブルンジの人であって、オーストラリアにいる人でもアメリカ合衆国にいる人でもないだろう。このような事例の場合、貧富の差は関係がない。すぐ近くにおいて救うことのできる人が、救う義務を負うのだろう。救う義務をそのように割り当てるのが現実的で効率的だと思われる。

割当責任論に関してもう1つ事例を考えてみよう。

事例 私の前5メートルのところで幼い子供、Aちゃんが浅い池にはまって溺れかけている。その先10メートルのところで別の幼い子供、Bちゃんがやはり浅い池にはまって溺れかけている。さらにその先10メートルのところで別の幼い子供、Cちゃんが浅い池にはまって溺れかけている。以下同様にDちゃん、Eちゃん……と続き、最後の3人がXちゃん、Yちゃん、Zちゃん、その先5メートルのところでオメガ氏がこちらを向いている。

私の目の前の事実が私にとって明白なように、オメガ氏の目の前の事実もオメガ氏にとって明白である。このとき、AちゃんからZちゃんまでの子供のなかで、私はどういう優先順位を付けて子供を助けたらよいのか。おそらく、Aちゃんが1番、Bちゃんが2番、Cちゃんが3番……という順番になるだろう。オメガ氏にとっても、子供を助ける優先順位は、Zちゃんが1番、Yちゃんが2番、Xちゃんが3番……という順番になるだろう。このとき、仮にオメガ氏がまったく義務を果たさなかったとしても、私が子供を助ける優先順位は影響を受けないだろう。こういったものが、割当責任論の論理であると思われる。このような考え方には否定しがたい健全さがある。よって、シンガーも割当責任論そのものを否定する必要はない。

もう1度シンガーに戻って、なぜシンガーは、外国で生命の危機に瀕している人を救う義務のほうが同国人に対する特別な義務を大きく上回ると考えるのか。シンガーの論理は、例えば私の1,000ドルの使い方として、同国人に対する特別な義務を果たすため

に使うよりも外国（途上国）で生命の危機に瀕している人を救うために使うほうが効用が大きいというものである（シンガー2005：218、Chatterjee：21）。対照的に、割当責任論という効率／非効率とは、生命の危機に瀕している人を救う義務を全世界のすべての人に負わせると、その義務が効率よく果たされないということである。実際に、国際的な援助義務がまったく不十分にしか果たされていないことは、シンガーも認めるどころだろう。それに比べれば、生命の危機に瀕している人を救う義務を同国人に割り当てたほうが、義務がいくらか効率よく果たされるのである。これが割当責任論の論理であるのに対して、シンガーの論理は、先進国の裕福な人の視点で、言わば行為功利主義的に、ものを見ている⁴⁴。だから、私のこのお金を同国人のために使うべきか外国人のために使うべきかというような問いを生みだしている。しかし割当責任論を踏まえれば、すべての人が援助に際して外国人よりも同国人を優先してよいのである。問題が生じるのは、国全体が困難な状況にあって同国人が同国人を救えないような場合である。そのような状況では、効率は悪いのだけれども、外国人を助ける義務が生きてくる。割当責任論は、そのような援助義務を否定するものではない。

ではシンガーは、同国人を助ける義務と外国人を助ける義務についてどのように言うべきなのか。おそらくシンガーは、家族や友人に対する特別な義務に関して、「先進国に住む裕福な人たちには、家族や友人に対する特別な義務を果たして、なおかつあり余るほどの富がある」と言うのだろう⁴⁵。同様のことをシンガーは、同国人に対する特別な義務に関しても言うことができる——すなわち「先進国に住む裕福な人たちには、同国人に対する特別な義務を果たして、なおかつあり余るほどの富がある」と。したがって、同国人に対する特別な義務と外国人を助ける義務とは、完全に両立するのである。

最後にもう1つ、家族と友人に対する特別な義務を擁護するシンガーの議論に関して、一言述べておきたい。既に述べたように、家族と友人に対する特別な義務を擁護するシンガーの論拠は、愛情（家族愛）と友情には大きな価値があるというものである。

この議論は弱いと私には思われる。たしかに、この議論は、「飢餓、富裕、道徳」とい

⁴⁴ 規則功利主義と行為功利主義とは必ずしも矛盾するものではない。規則功利主義は規則の墨守を要求するわけではなくて、私たちはいつでも道徳の直観的次元から批判的次元に立ち返ることができるからである。

⁴⁵ 明らかにシンガーは、家族や友人に対する特別な義務を認めても、そのことによって外国人を助ける義務がまったく減るものではないと考えている。

う論文における穏健な議論では、愛情（家族愛）と友情を救うことができる、つまり海外援助の犠牲にしなくても済む。しかし、シンガーの主たる議論である「強い」議論に曝されたとき、どうなるだろうか⁴⁶。強い議論の制約条件は、「同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしない」限りというものである。ここでは、2つのものが比較されている。1つは、生命の危機に瀕している人を救うことによって防ぐことのできる悪（ないしは守ることのできる価値）である。防ぐことのできる悪は人の死であり、言い換えると、守ることのできる価値は人の生命である。もう1つは愛情（家族愛）や友情の価値である。たしかに、愛情（家族愛）や友情には大きな価値がある。しかし、人の生命の価値と比べられたとき、どちらがより重要だろうか。シンガーは、愛情（家族愛）や友情の価値のほうが単なる生存の価値よりも重要であるとは言わないだろう。愛情（家族愛）や友情の価値よりも生命の価値のほうが重要だとすれば、生命の危機に瀕している人を救うために愛情（家族愛）や友情は犠牲にすべきだということになる。実際のところ、シンガーは私たちに、限界効用点まで——すなわち、援助という富の移転によってもたらされる効用が、援助することで自分と自分の家族が被る効用の損失によって相殺される一歩手前まで——援助すべきだと要求しているようである（Kuhse : 149, 154, Pogge and Horton : 5, 12）。したがって、家族と友人に対する特別な義務を擁護するシンガーの議論は、援助を要求する強い議論に対しては愛情（家族愛）と友情を救うことができない。

第7節 論争点の検討——その4

それでは次に、第3節で述べた第3の論争点に関しては、シンガーと批判者たちといずれの見方に分があるだろうか。この点に関しても、シンガーに分があると私には思われる。第5節の終わりで見たように、批判者たちの考え方では、第1の論争点と第3の論争点とは繋がっている。すなわち、特別な関係があるところでは特別な義務があり、それは完全義務である。他方、特別な関係がないところでは一般的な義務しかなく、援

⁴⁶ 強い議論のほうがシンガーの主たる議論だというのは、それが『実践の倫理』でも2009年の『The Life You Can Save』でも繰り返えされているからである。またシンガー自身が「強い議論のほうが（穏健な議論よりも）正しいと私には思われる」と述べている（Kuhse: 154, Pogge and Horton: 12）。

助に関する一般的な義務は努力義務にすぎない、ということであった。第6節では、特別な関係があるところでは特別な義務があり、それが完全義務であることを認めた。その上で、そうだとでも外国人に対する一般的な義務の存在が否定されるわけではないことを見た。この一般的な義務が必ずしも努力義務にすぎないということにはならない——そう私には思われるからである。

たしかに、一般的・抽象的に言えば、困っている人を助けるのは努力義務である。その意味では、批判者たちは正しい。しかし、常にそうとは限らない、例外がありえる。シンガーはそのような例外的な場合に焦点を当てているのである。では何故、困っている人を助ける義務が単に努力義務ではなくて完全義務になるのか、言い換えると道徳的評価の枠組みが3値論理ではなく2値論理に変わるのか。それは、シンガーによれば、殺すことと死ぬにまかせることとの間に本質的な違いがないからである。もしそうであれば、殺してはならないという完全義務が、死ぬにまかせることを禁じる完全義務ともなる。しかしながらここでも、一般的に作為と不作為の間に違いがないとまでは言えない。例えば、殺さないことと助けることとは同じではない。私が誰かを殺さなかったとしても、私がその人を援助したことにはならない。（もし私が誰かを殺さなかっただけで援助したことになるのであれば、援助義務は容易に果たすことができただろう。）たしかに一般的には、作為と不作為の間には違いがある。よいことをしなかったからといって、悪いことをしたことにはならないし、悪いことをしなかったからといってよいことをしたことにもならない。

では、殺すことと死ぬにまかせること、ないしは殺すことと助けないこととを同じにしているのは何か。それは、既に第5節の初めで示唆しておいた点、すなわち被援助者の生死がかかっているということである。援助を必要としている人には、生か死かという2つの可能性しかない。よりよい生か、より悪い生か、今と同じ生かという3つの選択肢があるのではない。それは、援助を必要としている人が死にかけている人、生命の危機に瀕している人だからである。ただしこれは1つの要因にすぎない。しかも、この点は、シンガーと批判者たちとを分けている点ではない。つまり、たんにシンガーだけではなくて批判者たちも、被援助者の生死がかかっていることを認めている。にもかかわらず見解が分かれるのはなぜか。道徳的判断の枠組みを3値論理から2値論理に変え

ている、もう1つの要因がある。それは、先進国に住む裕福な人たちにとって、途上国で住居や食料や医療がないために生命の危機に瀕している人を助けることが容易いということである。これは、シンガーが例えば浅い池の事例で浮き彫りにしている点である。たしかに、通常の大人にとって、浅い池で溺れかけている子供を救い出すことは容易なことだろう。同じように、多くの年取のある人にとって、200ドルを寄付することも簡単なことだろう。先進国の裕福な人にとって、援助することは簡単なことである——にもかかわらず、援助しない、それが非難を招くのである⁴⁷。

しかしながら、まさにこの点において、シンガーと批判者たちとは意見が分かれる。すなわち、批判者たちによれば、援助する義務を完全に果たすことは非常に難しい。援助する義務が、実行しなければ非難に値するという意味で完全義務のようなものだとすれば⁴⁸、その要求水準は非現実的に高すぎる。これは、『実践の倫理』における第5の反論で出された論点である。たしかに、援助義務が非現実的に厳しすぎるのであれば、私たちは不可能なことを道徳的に要求されることはあり得ないのだから、援助義務は完全義務ではないということになるだろう。ではなぜ、批判者たちは、援助する義務を非現実的に厳しすぎると考えるのか。シンガーが言うように、1人の子供を救うために200ドルを寄付することは簡単なことだろう（シンガー2005：237～239）。しかし、問題はそこで終わらない。援助を必要としている子供が他にも大勢いるからである。もし1人の子供を救うために200ドルを寄付すべきだとすれば、同じ論理でもう1人の子供を救うためにもう200ドル寄付すべきだということになり、さらに同じ論理が果てしなく繰り返されていく。その果てにどうなるか。私は一文無しになってしまうだろう。いや、そこまで行かなくても、自分のための最低限の生活費用、子供を養育するための費用をとっておくでしょう。シンガーの論理は、このような必要最低限の生活水準・生き方を要求しているように思われるのである⁴⁹。

⁴⁷ シンガーは慎重に、行為の正・不正と称讃・非難の適切性とを分けて考える（シンガー1999：274）。しかし、ある行為を不正だということは、既に十分に非難の意味を含んでいる。

⁴⁸ 援助義務は、実行しなければ非難に値するという意味で完全義務に似ているけれども、実行すれば称讃されるのだから、その点では完全義務とも異なる。

⁴⁹ ただし正確に言うと、シンガーは現在の収入を維持するための必要経費も認めている（シンガー1999：269）。

このような生き方を要求することは、非現実的に厳しいだろうか。たしかに神父や修道者であれば、清貧が原則であろう。牧師の場合も、それに準じるだろう。しかし、一般の人びとにとっては、清貧の生き方は1つの理想、目指すべき目標に留まると思われる。その意味で、すべての人に清貧の生き方を要求することは厳しすぎるだろう。その点で、シンガーの批判者たちは正しい。にもかかわらず、理想が理想として意味を失うわけでもない。言い換えると、人間には、達成できない不可能なことを要求されることがあり得る。私たちは常に、自分の至らなさを反省する余地がある。別の言い方をすると、人間的完成には終わりが無いからである。また、仮に清貧の生き方が不可能だからという理由で要求されないとしても、1人の子供を救うために200ドルを寄付することまで不可能だということにもならない。年収の大部分を寄付することが不可能だとしても、200ドルを寄付することは依然として容易なのである。したがって、シンガーの批判者たちは理論的には正しいかもしれない⁵⁰。その場合でも、批判者たちは実践的には正しくない。生命の危機に瀕している人を助けるために今なにがしかの援助をすべきだという、シンガーの主張は揺るがない。救うことができるのが人の生命であり、そうすることが先進国の裕福な人にとって簡単なことだからである。

シンガーが主張する援助義務は厳しすぎるという批判に面して、ある意味ではシンガーを擁護して、援助義務を穏健なものにしようとするさまざまな試みが行われている。それらを、この節の最後に検討しておこう。

例えば樫は、シンガーの提言に沿う形で、非現実的な要求を掲げるのではなくて、最大の援助を引き出せるような規則を立てるのが（二層理論の）功利主義に適っていると考える（樫：20～22）⁵¹。樫が賛同するシンガーの提言は、年収の1%を寄付すべきだというものである（シンガー2005：245～247）——ただし、高額所得者に対しては、以下のように、より高い寄付率が要求される（Singer 2009：164）⁵²。

年収	限界寄付率
10万5千1ドル～14万8千ドル	5% ⁵³

⁵⁰ 清貧の生き方を要求することが非現実的に厳しすぎるという意味で。

⁵¹ 以下、樫の見解についての論述は、浅野2012aの第五節で述べたのと同じである。

⁵² このより高い寄付率の表は、アメリカ合衆国の場合である。

⁵³ 実は、この5%という数値は限界寄付率にはなっていない。10万5千ドルを超える分につ

14万8千1ドル～38万3千ドル	10%
38万3千1ドル～60万ドル	15%
60万1ドル～190万ドル	20%
190万1ドル～1070万ドル	25%
10,70万1ドル以上	33.33%

これを日本の場合に当てはめて言えば、5百万円の年収のある人は5万円を寄付すべきであり、1千万円の年収のある人は50万円を寄付すべきだということになるだろう。これだけの寄付をしなかったならば不正なことである。けれども、これだけの寄付をしさえすれば、それ以上の寄付は慈善であり努力義務にすぎない。それが檜の主張である。このように檜は援助義務を有限なものにする。結果として、人びとは援助義務を果たして、満足し心安らぐことができる。実際に、先進国に住む裕福な人たちがこれだけの寄付をし、途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちがみな救われるならば、援助義務は果たされるのであり、シンガーの援助義務論はそれ以上私たちになにも要求しないだろう。

しかし、そうでなかった場合にはどうだろうか。途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちが依然として多数残っていた場合は、どうだろうか。檜は、自分が自分の義務を果たした以上、「何ら罪の意識を感じる必要はない」と主張する（檜：22）。これが檜の主張の特徴であり、その点でシンガーと袂を分かたず。たしかに、檜はシンガーの提言に沿った主張をしているので、その限りでシンガーも檜に同意できる。つまり、年収から上で述べられた率の寄付をしないならば不正なことである、という点でシンガーと檜は一致している。しかし、シンガーはそれ以上のことを述べている。

ヘアの二層理論の用語法で言えば、私たちはいつでも、直観的次元の道徳から批判的次元に立ち返ることができる。つまり、現在の例えば1%という寄付率あるいは5%という寄付率が適切なものであるのかどうかを問うことができる。そのような疑問が湧き起こってくるのがむしろ自然なことだろう。そうすると、私たちは、1%の寄付率を2%に、あるいは5%の寄付率を6%に上げることが容易なことに気づく。2%を寄付

いて5%の寄付率が適用されるのではなくて、年収の全体に5%の寄付率が適用されるからである。

しても、6%を寄付しても、私たちは十二分に豊かだからである。寄付に関して上で述べた規則を改定することは、必ずしも必要ではない。規則を改定しなくても、寄付の規則に関して自分の場合に例外をもうけて、1%ではなく2%を、5%ではなく6%を寄付することが功利に適っているかどうかを問うことができる。そうすれば、例外をもうけて2%ないし6%を寄付したほうが功利に適うことが分かるだろう。それでも十分でなければ、同様の問いが湧き起こってくる——2%ではなく3%を、6%ではなく7%を寄付したほうが功利に適うのではないかと。このような自問は繰り返し起こってくる。最終的には、もうこれ以上寄付しても功利に適わないという点に至るか、そこに達する以前に、（公平な観点から見て）功利に適うことは分かるけれども自分の生活の快適さのほうが重要だという点に至るだろう。後者の場合には、自分の利己性についての反省が必要である。

櫛の考えに従えば、原理的にどこかで、昨日浅い池で溺れかかっている子供を救ったことを理由に今日浅い池で溺れかかっている子供を救わなくてもよいとすることができることになる。その結果、今日浅い池で溺れかかっている子供が亡くなったとしても、「何ら罪の意識を感じる必要はない」ということになる。しかし、昨日と今日の間でそのような境界線を引くことは困難であろう。昨日浅い池で溺れかかっている子供を救うことが道徳的要求であったならば、今日浅い池で溺れかかっている子供を救うことも道徳的要求であるし、明日浅い池で溺れかかっている子供を救うことも明後日浅い池で溺れかかっている子供を救うことも道徳的要求であろう。それが道徳的要求の本性であるように思われる。

援助する義務に限界をもうけるという点では、鶴田も同様である。鶴田は、シンガーが『実践の倫理』の中で提案している年収の10%を寄付すべきだという考えを1つの基準として挙げている（鶴田：158）。このように援助義務がそれほど厳しいものにならない理由は、援助するに際して「わたしたちは、道徳的に重要なものを失う」必要がないからである⁵⁴。道徳的に重要なものの例としては、愛情（家族愛）と友情が考えられるようである（シンガー2005：205）。しかしながら、道徳的に重要なものと年収の

⁵⁴ これは、シンガーが「飢餓、富裕、道徳」論文で述べた2つの議論のうち強い議論ではなく穏健な議論のほうを鶴田が採用していることを示している。ただし鶴田は、強い議論と穏健な議論の違いにいささか無頓着であるように思われる（鶴田：142, 158）。

10%という寄付基準との間に明確な関連はない。おそらく、年収の10%というのは便宜的な基準にすぎないのだろう。ということは、鶴田の趣旨としては、道徳的に重要なものを犠牲にしてまで援助する必要はないけれども、道徳的に重要なものを犠牲にしない限りは年収の10%と言わずどこまでも援助すべきだ、ということになる。これは依然として相当に厳しい要求である。しかし、鶴田はそうは考えていないように思われる。鶴田は次のように書いている。

わたしたちは、道徳的に重要なものを失うことなしに援助することが十分可能なはずである。（鶴田：158）

ここで、「十分可能な」は「現実的に可能な」という意味であると考えられる。それはつまり、鶴田が援助義務の要求をそれほど厳しいものではないと想定していることを示している。

では、「道徳的に重要なもの」とはいったい何だろうか。鶴田は、相矛盾するようと思われる2つのことを書いている。1つは、援助義務が強制されるべきではないということ述べた後で、次のように書いている。

価値観は人によって異なるのだから、すべての人びとが自分に援助の義務があると確信し、義務を果たそうという動機を獲得するようになるという保証はまったくない。たとえば、もしも生前のカルロス・クライバーが指揮するオペラ『ばらの騎士』のチケットを手に入れるチャンスがあったなら、それがいかに高額であろうとも、わたしは他人の利益どころか自分の他の利益をなげうってでもチケットを手に入れようとするだろう。（鶴田：160）

義務が強制されるべきではないことを述べた文脈からして、これは、自律が道徳的に重要な価値なので、クライバーが指揮する『ばらの騎士』のチケットを手に入れることを援助義務よりも優先しても当人の自由である、という意味であろう。それはさらに、そのような行為が間違っていないということを示唆する。もう1つは、こうである。

栄養失調や感染症のため痩せ衰えハエがたかった子どもたちを目の当たりにしてもなお、自分が今晚、高級フランス料理店のディナーを楽しむことの方

が重要だと言えるだろうか。（鶴田：161）

もちろん、含意は、高級フランス料理店のディナーよりも援助する義務のほうが重要であり、高級フランス料理店のディナーを援助義務よりも優先することは間違いだ、ということである。

鶴田はどのようにして、高級フランス料理店のディナーよりも援助義務のほうが重要であるが、クライバーが指揮する『ばらの騎士』のチケットのほうが援助義務よりもっと重要であると言えるのだろうか。高級フランス料理店のディナーもクライバーが指揮する『ばらの騎士』のチケットも私には同然と思われる。もちろん、現実の説明としては、クライバーが指揮する『ばらの騎士』のチケットを援助義務よりも重要視する人がいる、それは事実である。しかし、問題は、そのような行為が道徳的に正しいか間違っているかである。火事で燃え上がる家の中に1人の子供とクライバーが指揮する『ばらの騎士』のチケットとがそれぞれ別の部屋に残されていて、いずれかしか救い出せないとしよう。誰でも、子供を救いだすことが正しく、『ばらの騎士』のチケットを子供よりも優先することは間違っていると考えるだろう。

最後にアーネソンを取りあげよう。アーネソンは、シンガーの主張そのものを穏健化するというよりも主張の反直観的趣を緩和する2つの試みをしている。第1に、アーネソンは、行為が正しいか間違っているかということと、ある行為をした人がその行為のために称讃されるべきか非難されるべきかということとを切り離して考える（Arneson 2004: 51～54）。シンガーも同様なことを述べているので（シンガー 1999: 274）、これはシンガーの趣旨に沿った提案である。例えば、先進国の裕福な人が自分の些細な消費を止めて海外援助団体に寄付をし、途上国で生命の危機に瀕している人を救うことは正しく、反対にそうしないことは間違いである。しかしながら、海外援助団体に寄付することができるのに寄付しない人を非難すべきかどうかは別問題である。例えば、百円だけ寄付した人に対して、もう百円を寄付することもできたのにしなかったと言って非難すべきだろうか、それとも百円寄付したことを諒として称讃すべきだろうか。非難すべきかどうか、称讃すべきかどうかは、非難や称讃という行為が将来的に良い結果を生むかどうかによって判定されるべきである。非難することが非生産的

であるならば、非難することは間違いであり、称讃することが良い結果につながるのならば、称讃することが正しい。これも帰結主義の観点である。そういう意味で、海外援助団体に寄付することが正しく寄付しないことは間違いだと判定するときの考え方と不整合ではない。そうすると、先進国に住む裕福な人で十分な援助をしない人に関して2つのことを同時に言うことができる。即ち、一方で、その人が間違っただけをしようと言うことができ、他方で、その人が非難される必要はないと言うこともできる。結果的に、その人は非難されなくてすむわけである。

第2に、アーネソンは、行為の評価は正しいか間違っているか、白か黒かという二者択一の問題ではなくて真っ白から真っ黒までの間でさまざまな程度の問題であると主張する (Arneson 2009: 292~293)。アーネソンの言い方を用いれば、行為は「より正しい」とか「より間違っている」とか評価されるべきなのである。これは、2つのことを示唆する。第1に、「より正しい」とか「より間違っている」とかいうのは要するに比較級であり、行為がより正しいとかより間違っているという評価は比較する基準によって変わってくる。最も正しい行為以外の行為は、最も正しい行為に比べたら、多かれ少なかれ間違っている。反対に、最も間違っただけ以外の行為も、最も間違っただけに比べたら、多かれ少なかれ正しい。そうすると、行為がより正しいとされるかより間違っているとされるかは、比較の観点によってどうにでもなる。ほとんどの行為は、より正しい行為に比べたらより間違いであり、より間違っただけに比べたらより正しい。ということは、私たちは、そういう評価にあまり惑わされる必要がなさそうに思われる。第2に、アーネソンは「より正しい」とか「より間違っている」ということで絶対的な尺度を念頭においているのかもしれない。アーネソンは、より正しい／より間違っている程度に応じて行為がいくつかの階層に分かれると想定しているようである。例えば、最も正しい行為、非常に正しい行為、どちらかと言えば正しい行為、どちらかと言えば間違っただけ、非常に間違っただけ、最も間違っただけというような区分である。そうすると、最も正しい行為をしていない人でも、もしほどほどに援助をしているならば、間違っただけをしようしているわけではなくて、どちらかと言えば正しいことをしている、と言うことができる。

しかし、アーネソンの第1の論点は受け入れられない。ある行為が間違っただけと言

うことには、既に非難の意が含まれているからである。この点はアーネソンも気づいたようで、自身の見解を後に修正している（Arneson 2009：291～292）。修正された見解では、ある行為が間違っているということとその行為をした人が非難に値する（blameworthy）ということとの間には、切り離すことのできない結びつきがある。しかし他方で、アーネソンは、ある行為をした人が非難に値するかどうかとその人を非難することが正しいかどうかは別問題であるとして、以前からの切り離しを維持している。けれども、ある行為をした人が非難に値すると一方で認めながら、他方でその人を非難することが正しくないと言主張することはほとんど矛盾である。そのような言葉使いは不可能ではないにしても作為的と言わざるをえない。むしろ、ある行為が間違っているならば、（さまざまな事情を斟酌するにしても）その行為をした人は非難に値するし、その人を非難することは適切であるという自然な論点を素直に認めるべきである。

アーネソンの第2の論点に関して、私は2通りの解釈を述べた。その2つの解釈のうちいずれがアーネソンの真意であるのかは、はっきりしない。ただし、どちらかと言えば、2つめの絶対尺度的な解釈のほうがアーネソンの真意であるように思われる。いずれの解釈をとるにせよ、アーネソンの第2の論点は正しい。それは、シンガーの主張の反直観的な趣を緩和する効果をもつ。しかしそれは、アーネソンも述べるように（Arneson 2009：293）、先進国の大部分の人たちの援助実績がまったく不十分なものであるという事実を決して免罪するわけではない。したがって、私たちはそれほど簡単に心安らぐことができるわけではなくて、むしろ自分の至らなさに留意すべきなのである。

第8節 論争点の検討——その5

最後に、第3節で述べた第2の論争点について検討しよう⁵⁵。第2の論争点とは、相手の人を助けることができるのが自分1人だけであるのか他にも多くの人がいるのかという点に関わる。例えば、浅い池の事例の場合、溺れかかっている子供を救うことができるのは、池の側を通りかかった私1人だけであると想定されている。その想定では、子供を救う義務は私1人にのしかかる。私の他に、溺れかかっている子供を救うことの

⁵⁵ この節の議論は、既に浅野2012aの中で述べたのと同じである。

できる人が誰もいないからである。

他方、途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを助けることができるのは、私1人ではない。私でなくても、先進国に住む裕福な人たちであれば誰でも、途上国で生命の危機に瀕している人たちを容易に助けることができる⁵⁶。先進国に住む裕福な人たちの数をシンガーは大ざっぱに6億人と見積もっている（シンガー2005：244）⁵⁷。生命の危機に瀕している人たちを助けることができるのが仮に6億人とすると、援助する義務はその6億人の肩にのしかかると考えられる。では、その義務が6億人にどのように配分されるかという問題は細かく考えると難しくなるので、ここでは議論のために単純に均等配分されるとしよう。国際連合のミレニアム開発目標を達成するためには、毎年600億ドルが必要だと見積もられている（シンガー2005：244）。ミレニアム開発目標は貧困や飢餓の半減を目標としているので、600億ドルの2倍の毎年1,200億ドルで問題が解決するものと仮定しよう。そうすると、私の肩にのしかかるのは、1,200億ドル÷6億で年200ドルの義務である。つまり、私には、海外援助団体に年200ドルの寄付をする義務があるということになる。

ただし、これは理想世界での話しである。理想世界では、すべての人が義務を遵守する。したがって、世界の貧困や飢餓は数年でなくなるはずである⁵⁸。しかし、現実の世界は理想世界ではない。援助義務を果たさない人が多い。この現実の世界において、援助義務を果たそうと思う人の義務はどうなるのか。私の義務は、援助義務を果たさない人たちがいることによって影響を受けるのか否か、それが問題である。この問題を分かりやすく考えるために、もう1度、浅い池の事例に戻ってみよう。浅い池で子供が溺れかかっている。その側を通りかかったのは、私1人ではなくてベータさんもいたとしよう。1人の子供を助けるのに、私とベータさんとでどう義務を配分したらよいのかが分かりにくいので、溺れかかっている子供も1人ではなくて2人、AちゃんとBちゃん

⁵⁶ 正確に言えば、途上国で生命の危機に瀕している人たちを助けることができるのは、先進国に住む裕福な人たちだけではない。途上国に住む裕福な人たちもそうすることができるし、そうすべきであろう（シンガー2005：245）。

⁵⁷ 6億人というのは、先進国の人口約9億人から未成年者の数を引いたものである。ただし、先進国の中には貧しい人たちもいるので、6億人というのは大ざっぱな数字にすぎない。

⁵⁸ ミレニアム開発目標が発表された2000年から数えると、目標年の2015年までの15年で目標が達成される計算である（シンガー2005：244～245）。

だったとしよう。そうすると、助けを必要としている子供が2人で、子供を助けることのできる大人も2人なので、子供を助ける義務は、私とベータさんの間で、それぞれが1人の子供を助けるというように配分できるだろう。問題は、ベータさんが子供を助けなかった場合である。その場合、私は、例えばAちゃんを助けるという自分の義務を果たしたならば、Bちゃんを助けるのはベータさんの義務だと言って済ませることができるのか。それとも、Bちゃんを助ける義務も私が負うことになるのか。あるいはさらに、ベータさんがBちゃんを助けないのだから、私もAちゃんを助けなくてよいのか。言うまでもなく、シンガーの主張は、私はAちゃんを助ける義務だけではなくて、Bちゃんを助ける義務も負うというものである。

シンガーのこの考え方が国際的な貧困と飢餓の問題に適用されたとき、私が負う援助義務は、援助する人が少なければ少ないほど、大きくなる。私がこの道徳的義務に誠実であろうとすれば、私は自分と自分の家族に必要な最低限のものを残して、後はすべて貧困と飢餓の救済に献げなければならない。これがシンガーの理論的主張である（Kuhse：148～149、Pogge and Horton：5～6）。この主張と、国際的な援助義務に関して私の負担分は年200ドルの寄付だけでよいという主張と、どちらが説得的だろうか。あるいは、多くの人が援助義務を果たさないところでは私も援助義務を果たさなくてよいという主張のほうがより説得的だろうか。この最後の主張が一番奇妙であるように思われる。というのは、援助することが義務であることが一旦認められたならば、他人が義務を履行するかどうかは、自分が義務を履行すべきことと何の関係もないように思われるからである。例えば、人を殺してはならないという義務が一旦認められたならば、たとえ周りの人が皆その義務を破っていたとしても、依然としてその義務が私にとって義務であることに変わりはないだろう。最後の主張はむしろ、多くの人が援助しないところでは援助義務という道徳的関係が成り立っていない、という主張と理解したほうがよいだろう。

しかし、多くの人が援助しないところでは、どうして援助義務という道徳的関係が成り立っていないのだろうか。たしかに、私と援助しない多くの人との関係に焦点を当てるならば、他の多くの人が義務を果たさないところでは、私が義務を果たすいわれもない、と考えられるかもしれない。例えば、人を殺してはならないという義務を誰も守ら

ないようなホップズ的自然状態では、私が殺人を差し控える理由もないだろう。道徳には、なにかこのような契約的要素、互惠的要素があるように思われる。他人も私に対して義務を果たすから、私も他人に対して義務を果たすのであって、他人が私に対して義務を果たさないのであれば、私が他人に対して義務を果たすいわれもないのだろう。

したがって、もし他の多くの人が義務を果たさないのに私だけが義務を果たすならば、他の多くの人が私の義務履行にただ乗りすることになるだろう。「ただ乗り」というのは、援助義務の場合、私たちが果たすべき義務を他の多くの人たちは私に果たしてもらっているという意味である。もちろん、私たちが果たすべき義務を私が全面的に果たせるわけではない。私にできることはごく限定的である。それでも私は私たちの1人として義務を果たすのであり、その義務履行に貢献しない多くの人は私の行為にただ乗りしているのである。もっと簡単に言えば、義務負担が公平ではないとか、他の多くの人が応分の負担をしていないとか言ってもよい。そのような不正行為を許すべきではないから、私も援助義務を果たすべきではない、と考えられるのだろう⁵⁹。

たしかに、道徳の中には契約的、互惠的な義務もあるだろう。しかし、道徳はそれに尽きるものではない。浅い池の事例を思いおこしてみよう。既に孟子が強調していたように、子供を救う義務は、なんらかの見返りの期待に基づくのではない。ここでは、義務が一方向的である——すなわち、大人は子供を救う義務があり、子供は大人に救ってもらう必要がある。大人は、見返りが無いという意味では、犠牲を要求されている。そのようなのが真正に道徳的要求であるとも考えられる。もし道徳的要求が見返りに基づいているのならば、そのような要求は結局のところ自己利益に基づいているのであって、それほど道徳的とも思われなからである。

そこで、援助義務の場合に戻って、他の多くの人が存在しなかったと想定してみよう。その場合、問われているのは、私と生命の危機に瀕している人との関係である。生命の危機に瀕した人を前にして私が何をすることができるかが、問われているのである。ここで問いかけているのは私であり、そこでは私と同様の立場にある人が他に

⁵⁹ おそらく、第3節で述べた第6の論争点も、この点に関わっている。第6の論争点とは、外国の人を援助することは政府の責任だから個人的に援助すべきではないのかどうか、というものであった。なぜ政府の責任と考えるかと言えば、個人的に援助すると正直者と利己的な者の間で不公平が生じるから、そのような不公平（ただ乗り）を許さないような仕方政府が援助をすべきだと考えられるからである（Kuhse : 153、Pogge and Horton : 11）。

も多く存在するかどうか、その人たちがどのように行動するかは問題ではない、少なくとも私にとっては問題ではないように思われる。他の多くの人が存在しなかったとしても、依然として私は生命の危機に瀕した人を助けるべきであろう。そうであれば、他の多くの人は何もしなかったとしても、やはり私は生命の危機に瀕した人を助けるべきであろう。したがって、その意味では、私と同様の立場にある人が他に大勢いたとしても、私の道徳的義務が減るわけではない。

それでも、私だけが自分の義務を果たすべく援助をして他の多くの人々が援助をしないならば、不公平感が残るかもしれない。私が援助をした分だけ貧乏になるのに対して、他の多くの人々は豊かな生活を享受し続けるからである。それに対しては、公平性の問題よりも、援助を必要としている人の生命の危機のほうが重大な問題だと言わざるをえない。したがって、援助義務は、公平性が損なわれるという犠牲を払っても優先的に果たされるべきなのである。

ただし、別の条件の下では、私と同様の立場にある人が他にも大勢いたならば、私の道徳的義務は小さくなる。それは、私と同様の立場にある他の多くの人々が義務を果たす場合である。その場合には、たしかに、私の援助義務は例えば年200ドルの寄付というようにごく限定的になる。その意味では、他にも多くの人がいるのかどうかということによって、私の義務は影響を受けるのである⁶⁰。

では、私の援助義務はこの年200ドルの寄付で尽きるという、より穏健な反対意見についてはどうだろうか。この主張は、他の多くの人々が、たとえ義務を果たさないとしても、義務を負うべき者として存在しているという事実を重視しているように思われる。他の多くの人にも義務はあるのだから、その人たちにも果たすべき仕事を残しておくべきだという配慮であろう。この立場は、他の多くの人々が然るべきときに義務を果たすだろうということを想定しているように思われる。この想定があるから、私が他の人に代わって義務を果たすことが不適切になるのだろう。しかし、この想定が正しくないならば、どうだろうか。そのとき、私は何をすべきだろうか。もちろん、義務を果たすよう

⁶⁰ したがって、私はどの程度まで援助する必要があるのかという問いに対する答えは、形式的には、他の人たちがどの程度まで援助するかによる、ということになる。しかし、他の多くの人たちがほとんど援助しない現状では、既に上で述べたように、ほとんどすべてを投げ出して援助すべきだ、ということになる。ただし例外として、収入がなければ援助することもできないので、収入を得るための必要経費は認められる（シンガー 1999：269）。

他の多くの人に説得を試みるべきだろう。時間に余裕があれば、十分な時間をかけて説得していくべきだろう。時間に余裕がない場合、差し迫った危機に対してどう対処すべきなのだろうか。他の多くの人を説得するのに成功していないと言って、生命の危機に瀕している人を放置しておくべきだろうか。そうではない。既に述べたように、私の義務は、たとえ他の多くの人が存在しなかったとしても私が負う義務である。したがって、私の義務は、他の多くの人々が義務を果たさなかったとしても、私の負担分、年200ドルの寄付で終わると考えるべきではない。

結論

以上で、シンガーとその批判者たちとの論争点のうち、主要なもの3つ、すなわち第1の論争点から第3の論争点について論じてきた。つまり、第4節と第5節で第1の論争点と第3の論争点に関してシンガーとその批判者たちの見解を整理したあと、第6節で第1の論争点を、第7節で第3の論争点を、第8節で第2の論争点を検討した。結果的に私は、第1の論争点に関しても第3の論争点に関しても第2の論争点に関してもシンガーの立場を擁護した。具体的に言えば、第1に、自分と相手の人との距離は関係がない、たとえ自分と特別な関係にある家族や友人、同国人に対しては特別な義務があるとしても、遠い外国で生命の危機に瀕している人に対する私の援助義務が否定されるわけではないということ。第2に、援助義務はたんなる努力義務ではなくて、シンガーが想定しているような危機的状況では、援助しなければ非難に値するという意味で完全義務のような義務であるということ。第3に、他の多くの人々が援助義務を果たさなくても、そのことによって私の援助義務が軽減されるわけではないということをも主張した。

ということは、序論で立てた問題に対する答えとしては、こうである——確かにシンガーの主張する通り、私たちには、貧しい途上国で食料や住居や医療がないための生命の危機に瀕している人たちを援助して救う義務があり、そうしないことは道徳的に間違ったことである。

参考文献

- 浅野幸治 [2012a]、「P・シンガーの「援助する義務」論——他の多くの裕福な人の存在は私の義務にどのように影響するか」、『東北哲学会年報』第28号、49～61頁。
- [2012b]、「P・シンガーの「援助する義務」論——距離はどのように道徳的に重要か」、関西哲学会『アルケー』第20号、68～79頁。
- 石山文彦、「移民政策を規律する理念は存在するか——国益、文化の継承、そしてグローバルな正義」、井上2009：241～263に所収。
- 井上達夫編 [2009]、『現代法哲学講義』、信山社。
- [2012]、『世界正義論』、筑摩選書。
- 宇佐美誠、『その先の正義論——宇佐美教授の白熱教室』、武田ランダムハウスジャパン、2011年。
- 白田雅之・佐藤宏・谷口晋吉編、『もっと知りたいバングラデシュ』、弘文堂、1993年。
- 大橋正明・村山真弓編、『バングラデシュを知るための60章』、明石書店、2003年。
- 外務省、『2011年版政府開発援助（ODA）白書——日本の国際協力』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/11_hakusho_pdf/pdfs/11_all.pdf
- 加賀谷寛・浜口恒夫、『南アジア現代史 II パキスタン・バングラデシュ』、山川出版社、1977年。
- 樫則章、「世界の飢餓救済は倫理的義務か」、関西倫理学会『倫理学研究』第40号（2010年）：15～24。
- 神島裕子、「シンガーのグローバルな倫理——「1つの世界」を生きる」、山内・浅井：166～190に所収。
- カント [2000]、『カント全集7 実践理性批判 人倫の形而上学の基礎づけ』（平田俊博他訳）、岩波書店。
- [2002]、『カント全集11 人倫の形而上学』（池尾恭一他訳）、岩波書店。
- 国連開発計画（UNDP）、「ミレニアム開発目標」、国連開発計画東京事務所。http://www.undp.or.jp/publications/pdf/millennium2010_11.pdf
- 小林勝人訳注、『孟子 上』、岩波文庫、1968年。
- ミリヤード・シューメーカー、『愛と正義の構造——倫理の人間学的基盤』（加藤・松川訳）、晃洋書房、2001年。
- ピーター・シンガー [1999]、『実践の倫理 [新版]』（山内友三郎・塚崎智監訳）、昭和堂。
- [2005]、『グローバリゼーションの倫理学』（山内友三郎・樫則章監訳）、昭和堂。

- 関嘉彦編、『ベンサム J. S. ミル (世界の名著 第49巻)』、中央公論社、1979年。
- アマルティア・セン、『貧困と飢饉』(黒崎卓・山崎幸治訳)、岩波書店、2000年。
- 田中治彦、『南北問題と開発教育——地球市民として生きるために』、亜紀書房、1994年。
- 鶴田尚美、「飢餓救済の倫理」、山内・浅井：140～165に所収。
- トマス・ポグゲ、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』(立岩真也監訳)、生活書院、2010年。
- J. S. ミル、「功利主義論」(伊原吉之助訳)、関：459～528に所収。
- 最上敏樹、『人道的介入——正義の武力行使はあるか』、岩波新書、2001年。
- 山内友三郎・浅井篤編、『シンガーの実践倫理を読み解く——地球時代の生き方』、昭和堂、2008年。
- ユニセフ (UNICEF) [2008]、『子どものための前進 第6号 子どもにふさわしい世界の統計レビュー』(ユニセフ東京事務所監訳)、ユニセフ東京事務所。
http://www.unicef.or.jp/library/pdf/Progress_for_Children_-_No._6_jp.pdf
- [2012]、『世界子供白書 2012——都市に生きる子どもたち』(日本ユニセフ協会広報室訳)、日本ユニセフ協会。<http://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku2012.pdf>
- ジョン・ロールズ [2006]、『万民の法』(中山竜一訳)、岩波書店。
- [2010]、『正義論 改訂版』(川本・福間・神島訳)、紀伊國屋書店。
- Arneson, Richard J. [2004] “Moral Limits on the Demands of Beneficence?” Chatterjee: 33-58.
- . [2009]. “What Do We Owe to Distant Needy Strangers?” In Schaler: 267-293.
- Chatterjee, Deen K. ed. *The Ethics of Assistance: Morality and the Distant Needy*. Cambridge: Cambridge University Press, 2004.
- Cohen, Andrew I. “Famine Relief and Human Virtue.” In Cohen and Christopher: 326-42.
- Cohen, Andrew I. and Christopher Heath Wellman. ed. *Contemporary Debates in Applied Ethics*. Oxford: Blackwell, 2005.
- Development Assistance Committee (DAC). “DAC List of ODA Recipients: Effective for reporting on 2011, 2012 and 2013 flows.” <http://www.oecd.org/dac/aidstatistics/48858205.pdf>
- Dower, Nigel. “World Poverty.” In Singer 1991: 273-83.
- Goodin, Robert E. [1988]. “What Is So Special about Our Fellow Countrymen?” *Ethics* 98: 663-86. Reprinted in Goodin 1995: 265-87.
- . [1995]. *Utilitarianism as a Public Philosophy*. Cambridge: Cambridge

- University Press, 1995.
- Gruen, Lori. "Must Utilitarians Be Impartial?" In Jamieson: 129-49.
- Hardin, Garrett. "Lifeboat Ethics: The case Against Helping the Poor." *Psychology Today* 8: 4 (September 1974): 38, 40-43, 123-24, 126. Reprinted in Pogge and Horton: 15-27.
- Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC). *Global Estimates 2011: People Displaced by Natural-hazard-induced Disasters*. [http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/1280B6A95F452E9BC1257A22002DAC12/\\$file/global-estimates-2011-natural-disasters-jun2012.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/1280B6A95F452E9BC1257A22002DAC12/$file/global-estimates-2011-natural-disasters-jun2012.pdf)
- Jamieson, Dale. ed. *Singer and His Critics*. Oxford: Blackwell, 1999.
- Kuhse, Helga. ed. *Unsanctifying Human Life: Essays on Ethics*. Oxford: Blackwell, 2002.
- McGinn, Colin. "Our Duties to Animals and the Poor." In Jamieson: 150-61.
- Miller, Richard W. "Moral Closeness and World Community." In Chatterjee: 101-22; and Pogge and Horton: 507-30.
- OECD. "Gross domestic product (GDP) : GDP per head, US \$, current prices, current PPPs." In OECD.StatExtracts. http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA_TABLE1
- Pogge, Thomas and Keith Horton. ed. *Global Ethics: Seminal Essays*. St. Paul, MN: Paragon House, 2008.
- Schaler, Jeffrey A. ed. *Peter Singer Under Fire: The Moral Iconoclast Faces His Critics*. Chicago: Open Court, 2009.
- Singer, Peter. [1972]. "Famine, Affluence and Morality." *Philosophy and Public Affairs* 1: 229-43. Reprinted in Kuhse: 145-56; and Pogge and Horton: 1-14.
- . [1991]. *A Companion to Ethics*. Oxford: Blackwel.
- . [2004]. "Outsiders: Our Obligation to Those beyond Our Borders." In Chatterjee: 11-32.
- . [2009]. *The Life You Can Save: Acting Now to End World Poverty*. New York: Random House.
- Unger, Peter. *Living High and Letting Die: Our Illusion of Innocence*. Oxford: Oxford University Press, 1996.
- UNHCR. *UNHCR Global Trends 2011: A Year of Crises*. <http://www.unhcr.org/4fd6f87f9.html>
- United Nations Office of the High Representative for the Least Developed Countries, Landlocked Developing Countries and Small Island Developing States (UN-OHRLLS). "Criteria for LDCs." <http://www.>

unohrlls.org/en/l dc/related/59/

Wellman, Christopher Heath. [2000]. "Relational Facts in Liberal Political Theory: Is There Magic in the Pronoun 'My'?" *Ethics* 110 (3): 537-62.

———. [2005]. "Famine Relief: The Duties We Have to Others." In Cohen and Christopher: 313-25.

The World Bank. [2012a]. "GNI per capita, Atlas method (current US\$)." In the World Bank Data. <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD>

———. [2012b]. *World Development Indicators 2012*. <http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators/wdi-2012>.

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第7号

発行日 2013年1月28日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp
